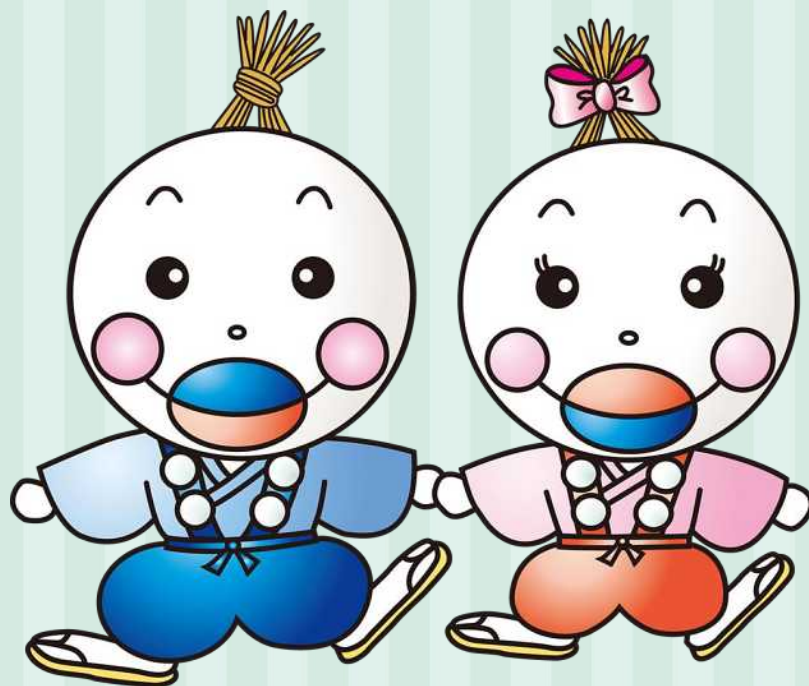


添田町

第三期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

添 田 町

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 第三期計画のポイント	1
3. 計画の性格	3
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の策定体制	4

第 2 章 添田町の子育てを取り巻く環境

1. 長期的な人口構造の推移	5
2. 近年の人口・世帯の状況	6
3. 少子化の状況	13
4. 母子保健に関する状況	18
5. アンケート調査結果概要	21
6. 現行計画評価	31
7. 現状・課題の整理	37

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	39
2. 計画の基本目標	40
3. 施策の体系	41

第 4 章 施策の展開

1. ライフステージ別の重要施策	43
2. ライフステージを通した重要施策	53
3. 子育て当事者への支援に関する重要施策	61

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	67
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	68
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	71
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等	82
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	82

第 6 章 計画の推進

1. 計画の進捗管理・評価方法	83
2. 計画の進捗状況の公表	83
3. 関係機関との連携強化	83

参考資料

1. 添田町子ども・子育て会議の構成委員.....	85
2. 添田町子ども・子育て会議の開催経過.....	85
3. 用語解説.....	86

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもや子育ての環境が大きく変化する中、国においては、2012年（平成24年）8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められ、本町では「添田町第一期子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）に基づき、様々な子ども・子育て支援を推進してきました。

こうした中、国は、2016年（平成28年）に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、待機児童解消に向けた取り組みを加速化させました。

また、放課後児童対策として2019年（令和元年）に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進したほか、子育て世帯の負担軽減として、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。さらに、2023年（令和5年）4月には、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設しました。

本町においても、子ども・子育て支援の環境の計画的な充実を図ることを目的として「添田町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。第二期計画期間が2024年度（令和6年度）で期限を迎えることから、国の動向や添田町の実情を踏まえた新たな「添田町第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

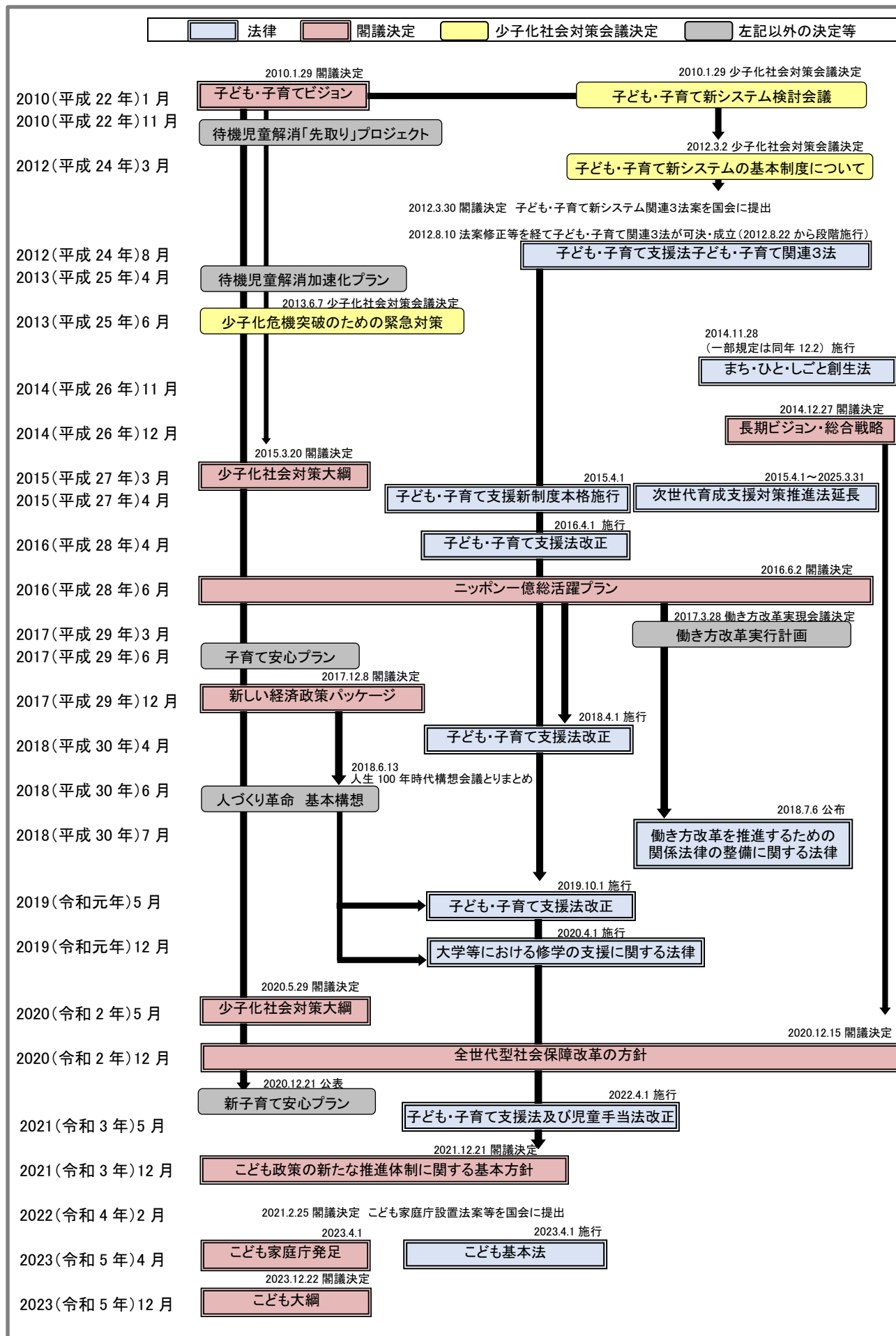
2. 第三期計画のポイント

（1）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について

児童虐待の相談対応件数の増加などを踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
⇒基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
⇒市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
4. その他所要の改正 →基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

これまでの少子化対策



3.計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、既存の各法令に基づく以下の子育て関連計画を一体的に策定するものとします。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ③こどもの貧困対策の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策推進計画」

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）】

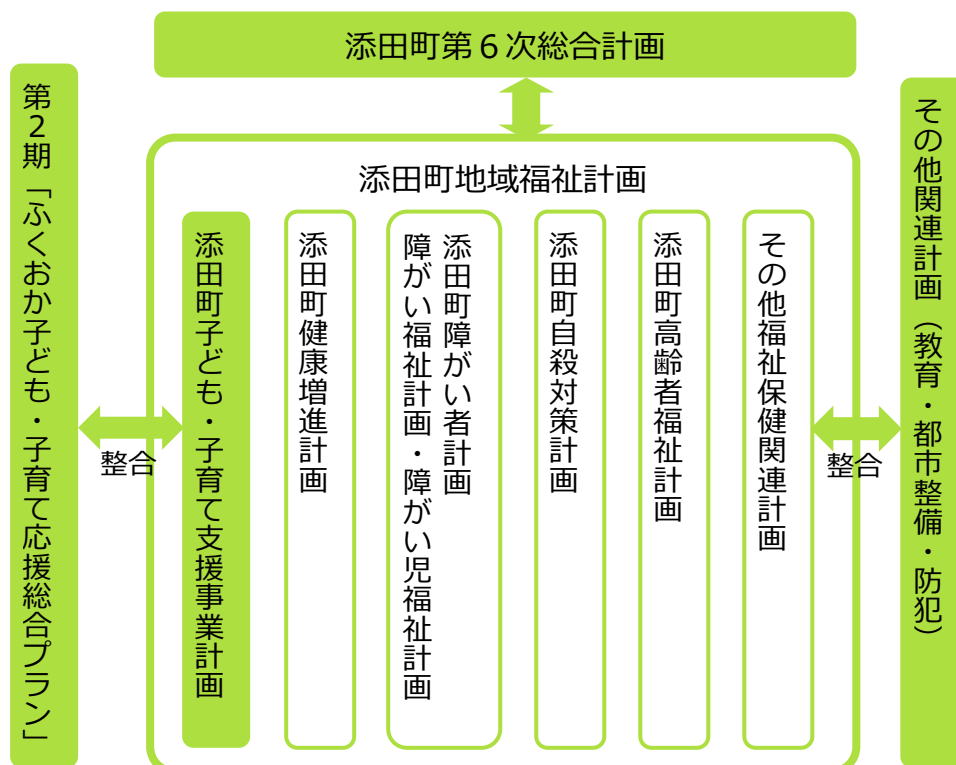
- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

4.計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「総合計画」をはじめ、本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「高齢者福祉計画」や「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



5.計画の期間

本計画の期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

令和6年度に第三期計画を策定し、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行うものです。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に中間見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第二期添田町子ども・子育て支援事業計画									
					第三期添田町子ども・子育て支援事業計画				
							中間 見直し		計画 見直し

6.計画の策定体制

(1) 添田町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に町民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「関係団体、機関」、「学識経験者」などから構成される「添田町子ども・子育て会議」において、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、添田町内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯と、小学生児童（小学1年生～6年生）のいる世帯を対象に、その量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和6年7月4日（発送）～令和6年7月23日（締切）

◆調査方法：郵送・施設及び学校配布、郵送・施設・学校回収・WEB

◆回収状況

対象者	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	149	87	58.4%
小学生児童の保護者	238	149	62.6%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く町民の皆さんから意見をうかがうため、町のホームページ等にて、パブリックコメントを実施しました。

◆実施期間 令和7年1月6日～令和7年1月31日

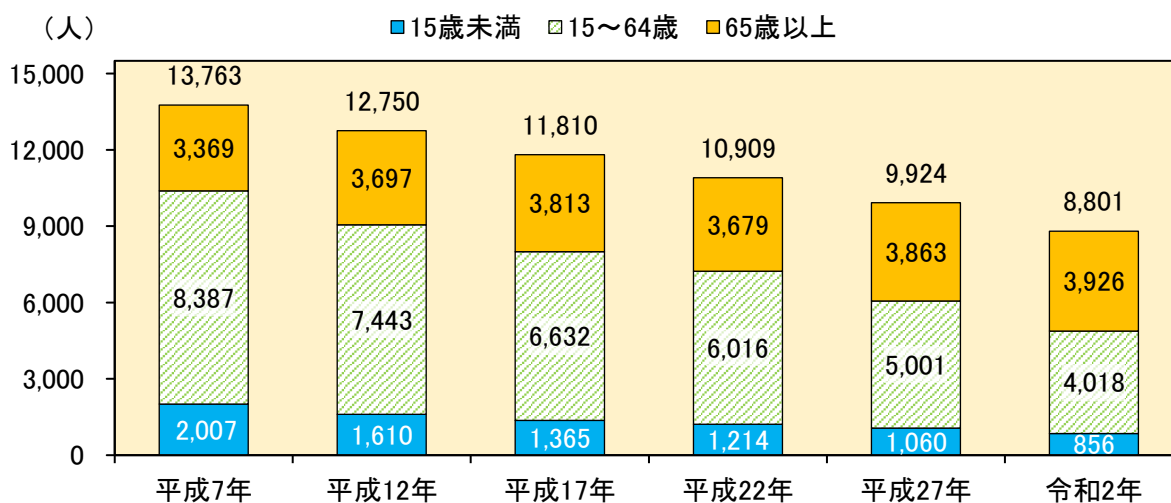
第2章

添田町の子育てを取り巻く環境

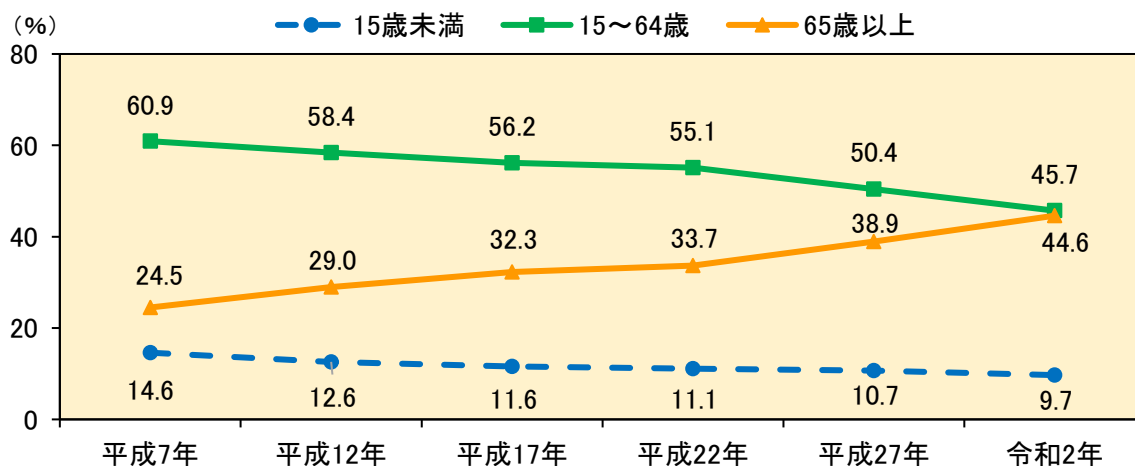
1. 長期的な人口構造の推移

添田町の総人口は、平成7年の13,763人から令和2年には8,801人となり、25年間で4,962人減少しています。年少人口（15歳未満）は、平成7年の2,007人から令和2年には856人と1,151人減少しており、総人口に占める割合は、平成7年の14.6%から令和2年には9.7%と4.9ポイント減少しています。また、生産年齢人口（15～64歳）も、年少人口と同様に減少傾向が続いており、総人口に占める割合は、平成7年の60.9%から令和2年には45.7%と15.2ポイント減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は上昇し、令和2年には44.6%となっており、少子高齢化が進んでいます。

総人口・年齢3区分別人口の推移



※総人口は年齢不詳も含まれます



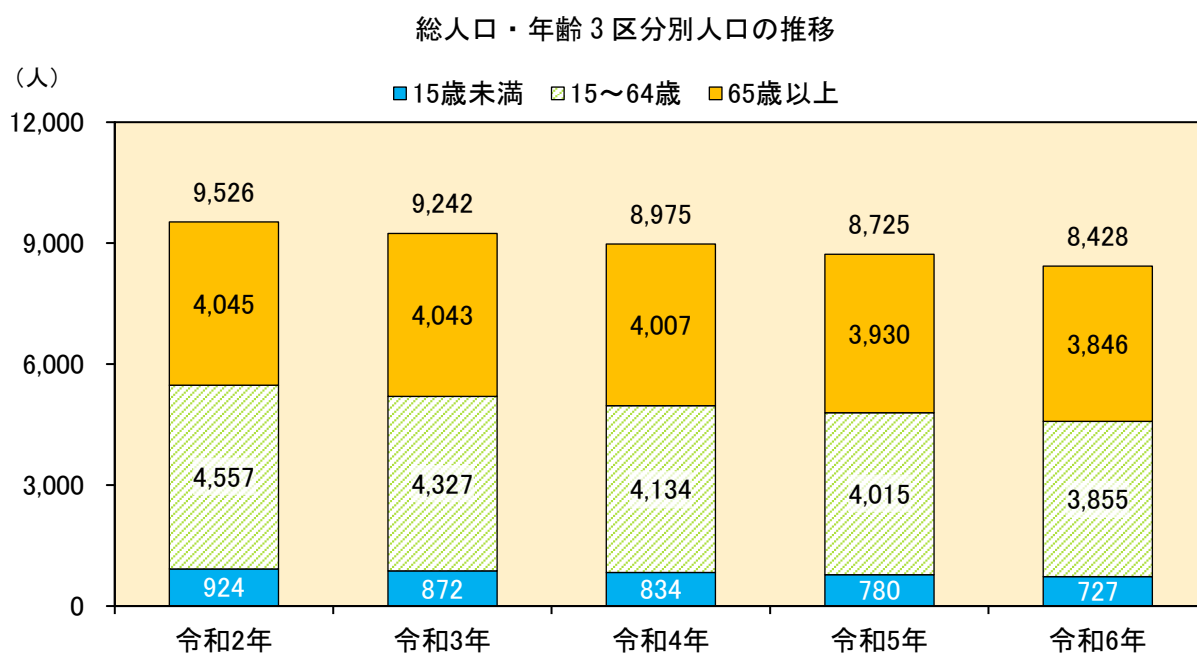
資料：国勢調査

2. 近年の人口・世帯の状況

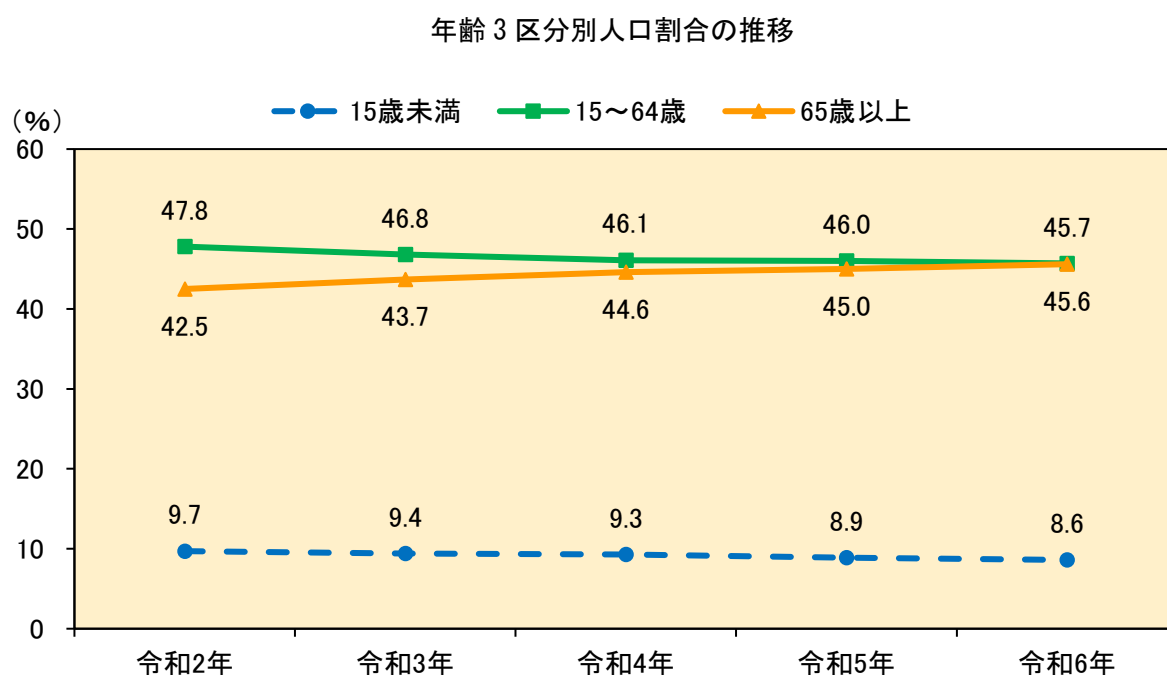
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

添田町の住民基本台帳による人口推移をみると、令和2年の9,526人から令和6年の8,428人まで年々減少しています。

年齢3区分別の内訳をみると、年少人口（15歳未満）が特に減少しています。また、生産年齢人口（15～64歳）と高齢者人口（65歳以上）も、年々減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



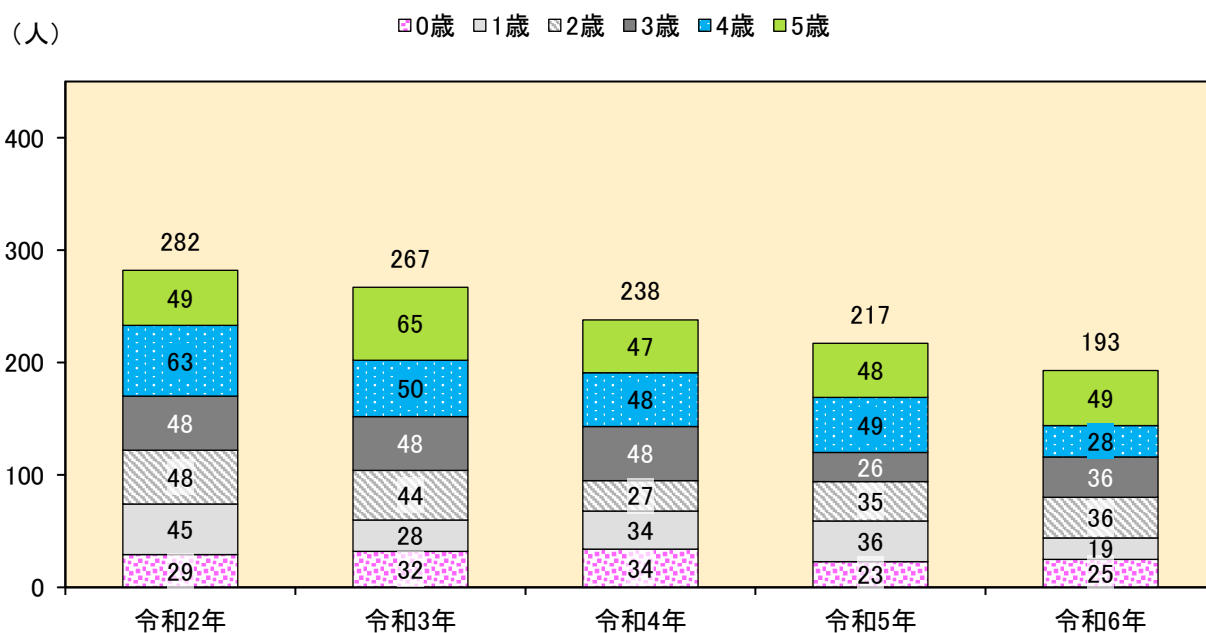
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 児童人口の推移

添田町の児童人口を就学前児童（0～5 歳）、小学生児童（6～11 歳）でみると、令和 2 年から令和 6 年まで、共に年々減少しています。

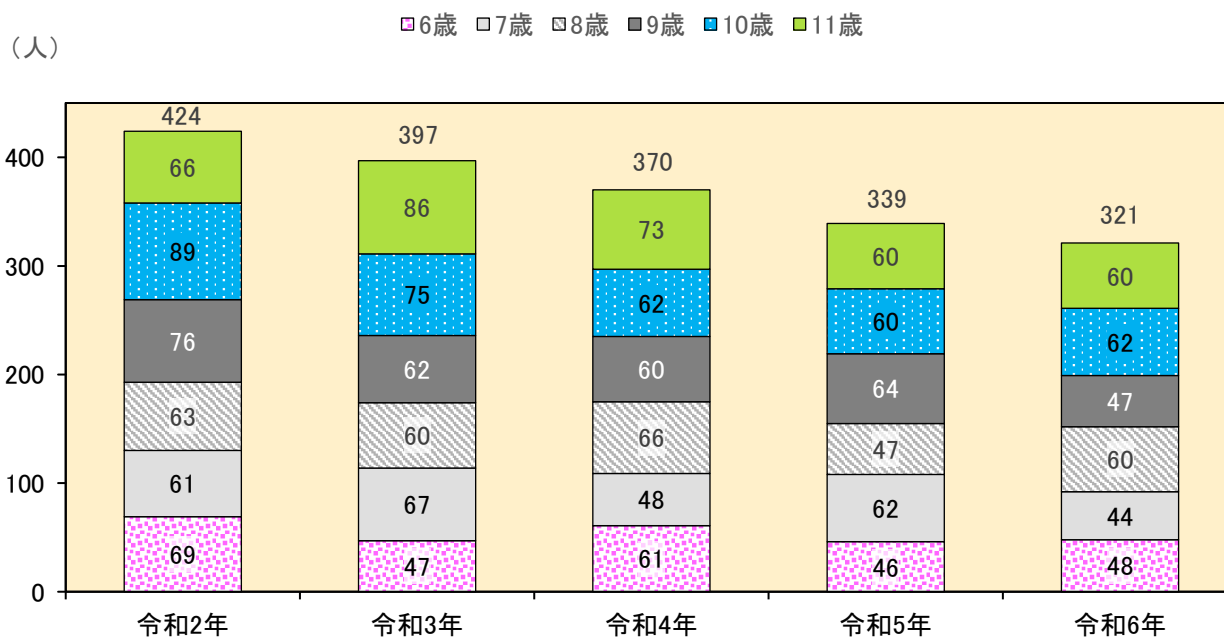
また、就学前児童の令和2年と令和6年を比較すると、1歳から4歳までの人口が 204 人から 119 人まで減少しています。

就学前児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

小学生児童人口の推移



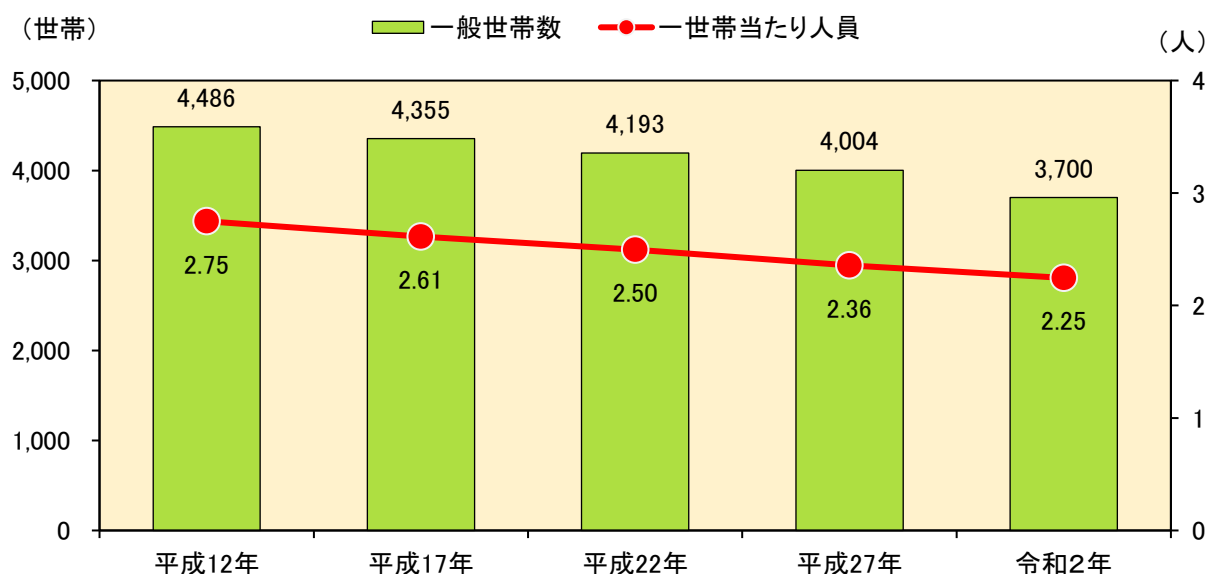
資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

(3) 世帯数・世帯人員の動向

添田町の一般世帯数は平成 12 年の 4,486 世帯から減少傾向で推移しており、令和 2 年には 3,700 世帯となっています。同様に、一世帯当たり人員も減少傾向にあり、平成 12 年の 2.75 人から令和 2 年には 2.25 人となっています。

6歳未満もしくは18歳未満の子どもがいる一般世帯は、世帯数及び一般世帯総数に占める割合ともに低下しています。平成 12 年から令和2年までの 20 年間で、6 歳未満の子どもがいる一般世帯の割合は 3.3 ポイント減少、18 歳未満のいる一般世帯の割合は 10.0 ポイント減少しています。

世帯動向の推移



資料：国勢調査

子育て世帯（6歳未満・18歳未満の親族のいる一般世帯）の推移

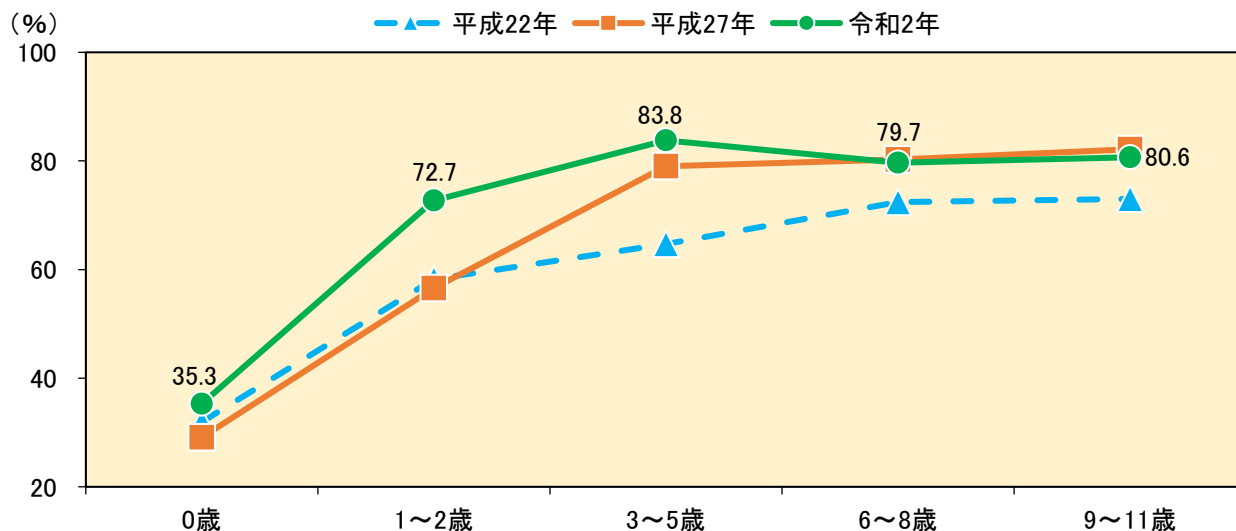
	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	世帯	4,486	4,355	4,193	4,004	3,700
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	世帯	377	340	289	265	188
世帯の割合	%	8.4	7.8	6.9	6.6	5.1
1人世帯	世帯	-	-	-	-	-
2人世帯	世帯	5	9	8	9	10
3人世帯	世帯	74	65	54	48	34
4人世帯	世帯	106	127	84	92	55
5人世帯	世帯	91	54	69	66	48
6人世帯	世帯	51	44	31	30	24
7人以上の世帯	世帯	50	51	40	20	17
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	世帯	1,128	929	836	695	560
世帯の割合	%	25.1	21.3	19.9	17.4	15.1
1人世帯	世帯	-	-	-	-	-
2人世帯	世帯	41	48	44	38	47
3人世帯	世帯	205	169	178	151	117
4人世帯	世帯	341	334	287	260	186
5人世帯	世帯	286	188	169	142	130
6人世帯	世帯	149	99	80	65	48
7人以上の世帯	世帯	106	91	77	39	32

資料：国勢調査

(4) 共働き夫婦の割合

平成 22 年から令和 2 年の共働き夫婦の割合の推移をみると、令和 2 年の末子が 1 歳～2 歳の共働き夫婦の割合が平成 22 年と平成 27 年より大幅に上がっています。

末子の年齢別共働き夫婦の割合



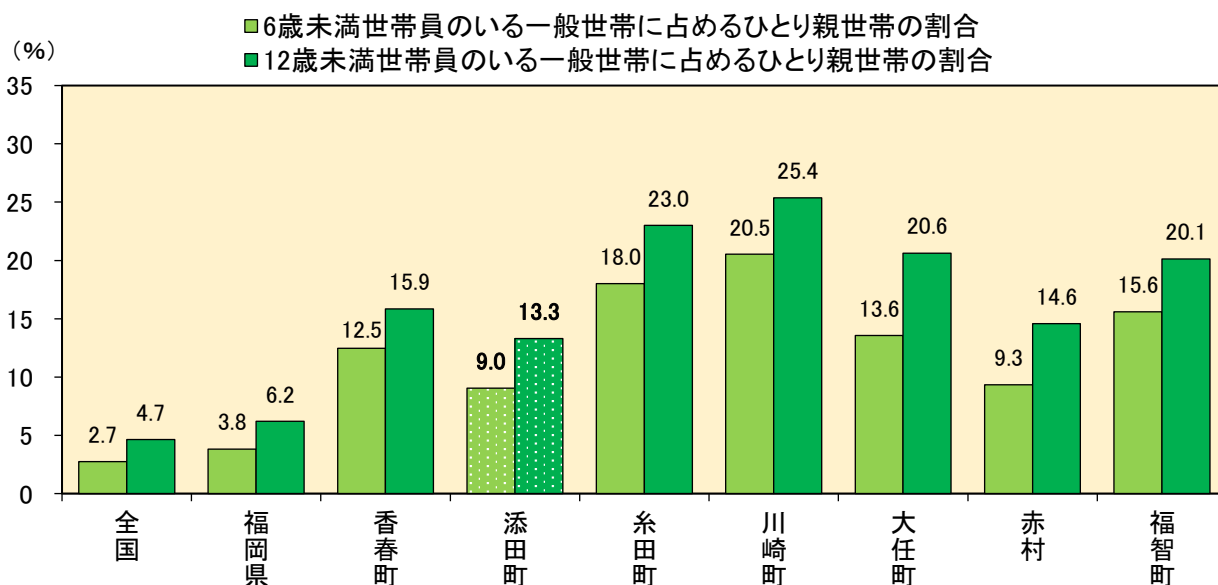
資料: 国勢調査

(5) ひとり親世帯の割合

令和 2 年の添田町のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯では 9.0%、12歳未満世帯員のいる世帯では 13.3%となっています。

田川保健福祉事務所管内では低い割合となっていますが、国や県と比較すると高くなっています。

6歳未満・12歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合（令和2年）



資料: 国勢調査

6歳未満の親族のいるひとり親世帯は、平成22年から令和2年にかけて減少傾向で推移しており、6歳未満世帯員のいる一般世帯に占める割合は平成27年から横ばいに推移しています。

18歳未満の親族のいるひとり親世帯は、平成22年の110世帯から令和2年では100世帯と世帯数は減少していますが、18歳未満世帯員のいる一般世帯に占める割合は上昇傾向で推移しており、令和2年には17.9%となっています。

ひとり親世帯（6歳未満・18歳未満の世帯員のいる世帯）の推移

単位：世帯

	実績		
	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	4,193	4,004	3,724
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	289	265	188
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯	836	695	560
ひとり親世帯(総数)	117	103	108
総世帯数に占める割合	2.8%	2.6%	2.9%
うち6歳未満のいる世帯	21	24	17
総世帯数に占める割合	0.5%	0.6%	0.5%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	7.3%	9.1%	9.0%
うち18歳未満のいる世帯	110	97	100
総世帯数に占める割合	2.6%	2.4%	2.7%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	13.2%	14.0%	17.9%
母子世帯(総数)	100	89	95
総世帯数に占める割合	2.4%	2.2%	2.6%
うち6歳未満のいる世帯	21	24	17
総世帯数に占める割合	0.5%	0.6%	0.5%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	7.3%	9.1%	9.0%
うち18歳未満のいる世帯	97	84	88
総世帯数に占める割合	2.3%	2.1%	2.4%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	11.6%	12.1%	15.7%
父子世帯(総数)	17	14	13
総世帯数に占める割合	0.4%	0.3%	0.3%
うち6歳未満のいる世帯	0	0	0
総世帯数に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%
6歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%
うち18歳未満のいる世帯	13	13	12
総世帯数に占める割合	0.3%	0.3%	0.3%
18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合	1.6%	1.9%	2.1%

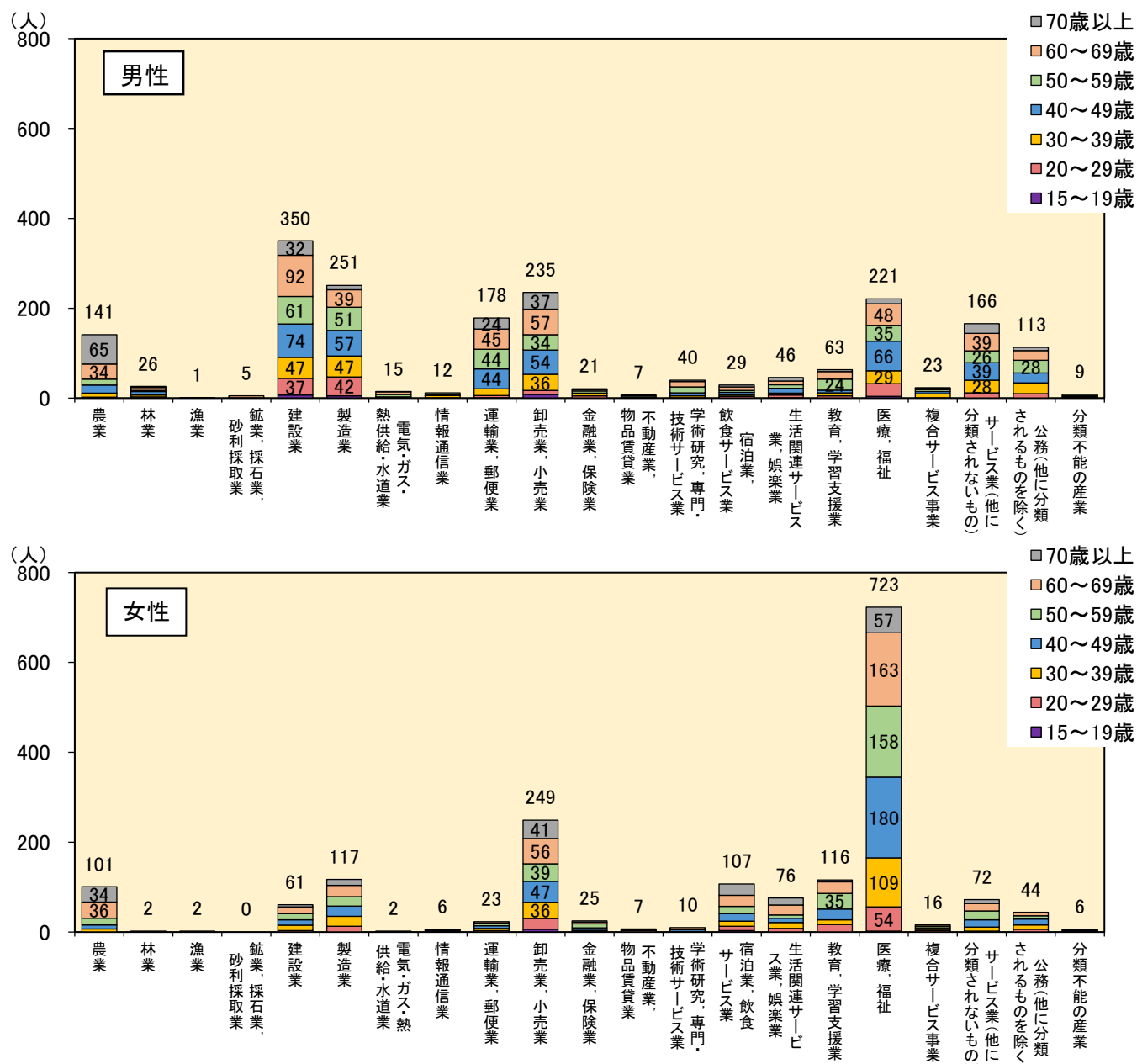
資料：国勢調査

(6) 就労の状況

添田町の令和2年の就業者人口は、男性1,952人、女性1,765人となっています。

産業分類別男女就業者数をみると、男性は「建設業」が350人と最も多く、次いで「製造業」の251人、女性は「医療・福祉」が723人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の249人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成（添田町 令和2年）



産業別就業者数割合（令和2年）

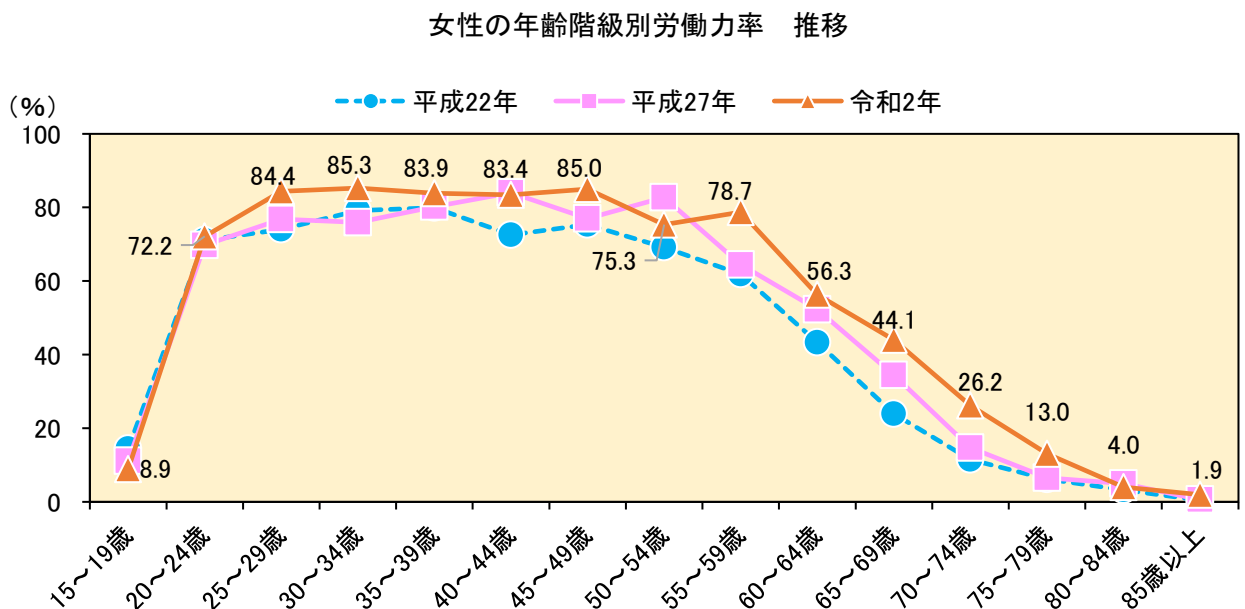
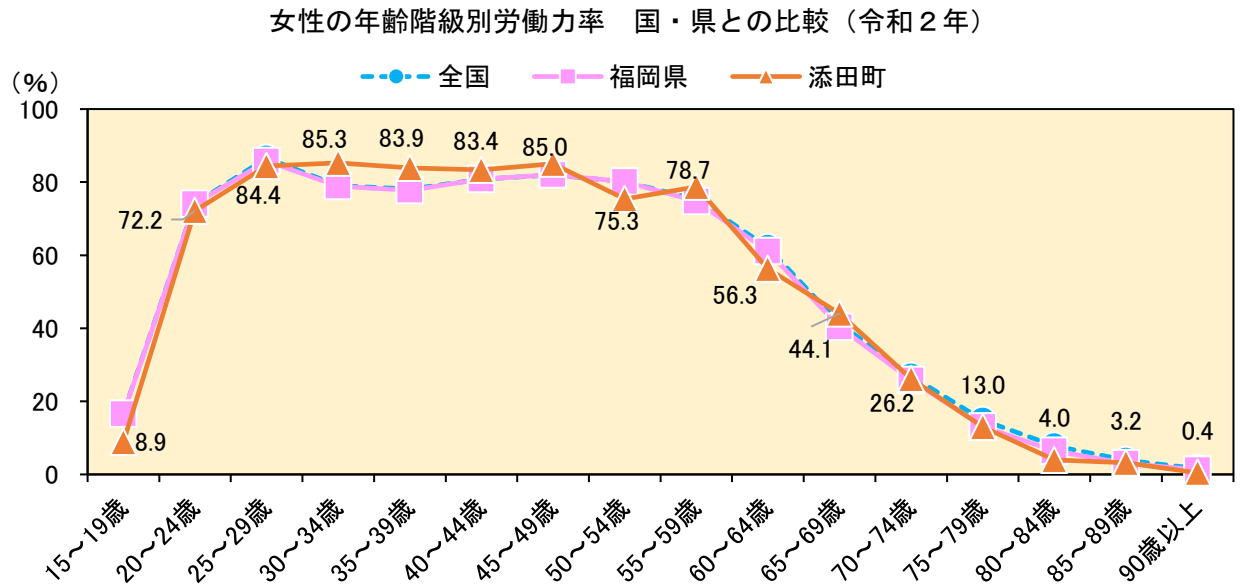
		総数	男性	女性
構成比	一次産業	7.3%	8.6%	5.9%
	二次産業	21.1%	31.0%	10.1%
	三次産業	71.6%	60.3%	84.0%

資料：国勢調査

(7) 女性の労働力率

添田町の令和 2 年の女性の年齢階級別労働力率をみると、M 字カーブ（結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び動きだすことから、アルファベットの M のような形に見えること）の底は、ほとんどみられません。

添田町の女性の年齢階級別労働力率をみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、25 歳から 39 歳の女性の労働力率が上昇しています。



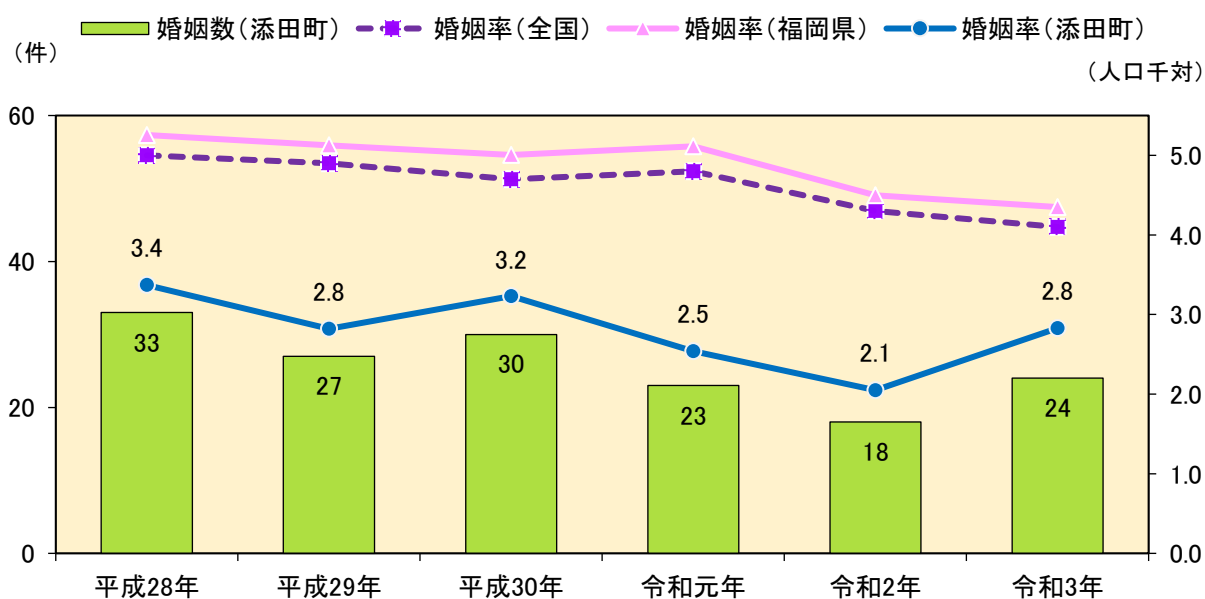
3. 少子化の状況

(1) 婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移

添田町の婚姻数は平成30年の30件から令和2年には18件に減少しましたが、令和3年には増加し24件となっています。婚姻率は、国や県より低い水準で推移しています。

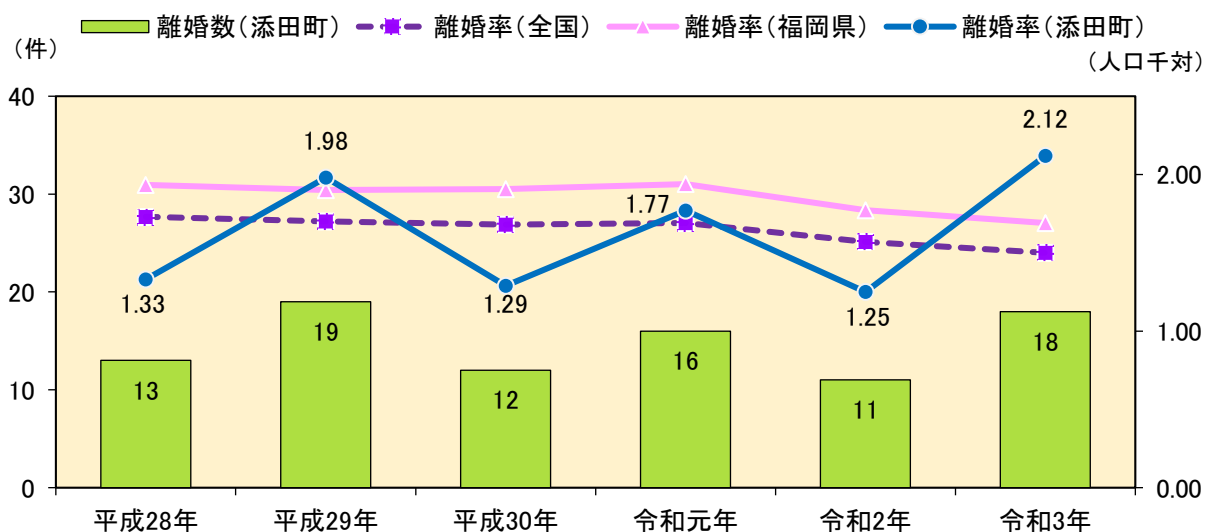
また、離婚数は、平成28年の13件から増加と減少を繰り返しながら推移しており、令和3年には18件となっています。離婚率は、平成29年と令和3年のみ国、県より高い水準となっています。

婚姻数・婚姻率の推移



資料:人口動態総覧

離婚数・離婚率の推移



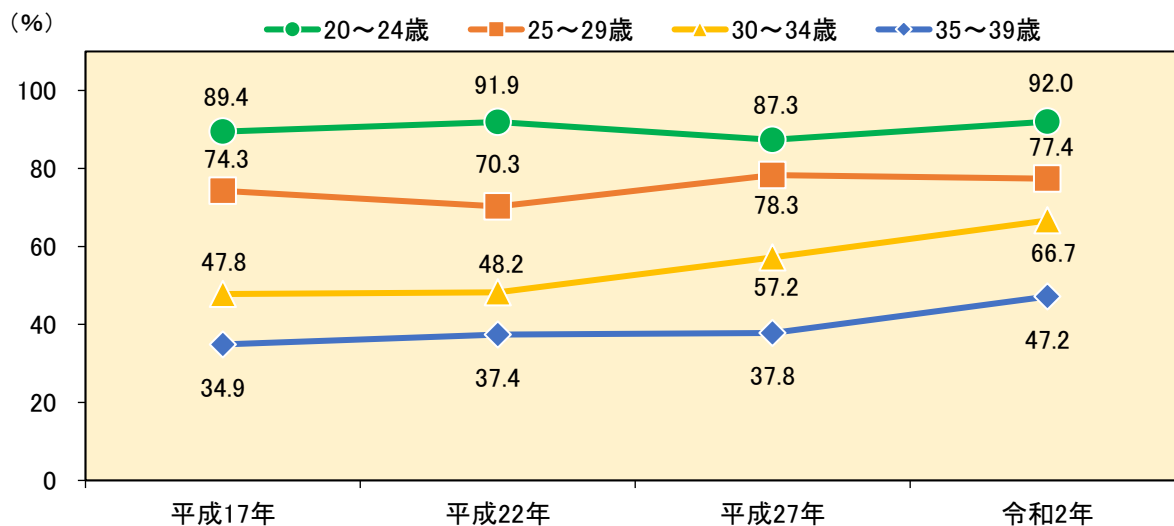
資料:人口動態総覧

(2) 未婚率の推移

添田町の年齢5歳階級別未婚率の推移(平成17年～令和2年)をみると、30歳から39歳の男性の未婚率が、平成27年から令和2年にかけて上昇しており、「30～34歳」は9.5ポイント、「35～39歳」は9.4ポイント増加しています。

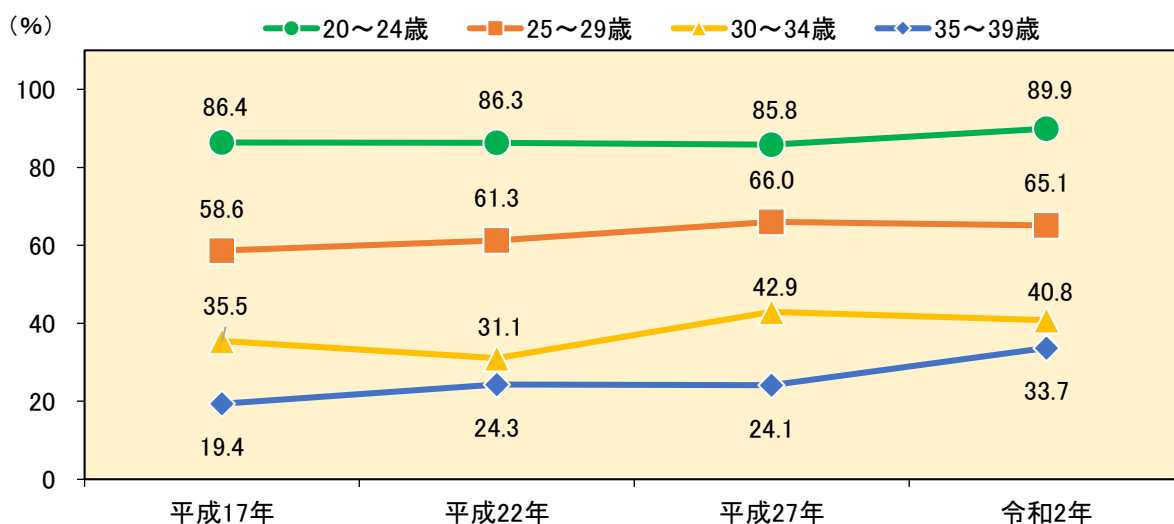
また、25歳から34歳の女性の未婚率は、平成27年から令和2年にかけて低下していますが、「20歳～24歳」、「35～39歳」の女性の未婚率は平成27年から令和2年にかけて上昇しています。

男性の未婚率の推移



資料:国勢調査

女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

(3) 人口動態

① 出生数・出生率の推移

添田町における出生数は、平成 29 年の 49 人から年々減少し、令和 3 年には 30 人となっています。

同様に、添田町の出生率は、平成 29 年の 5.1 から低下し、令和 3 年には 3.5 となっており、国や県より低い水準で推移しています。

出生数・出生率の推移

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
出生数(人)	49	47	37	32	30
出生率(人/人口千人)	5.1	5.1	4.1	3.6	3.5

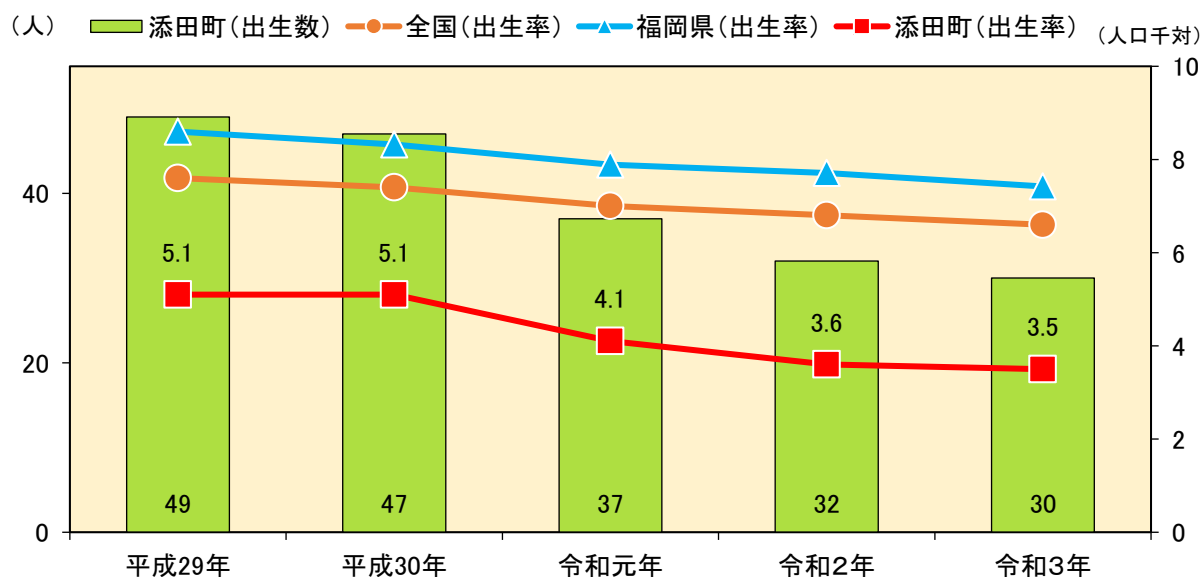
福岡県の出生数・出生率の推移

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
出生数(人)	43,438	42,008	39,754	38,966	37,540
出生率(人/人口千人)	8.6	8.3	7.9	7.7	7.4

全国の出生数・出生率の推移

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
出生数(人)	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622
出生率(人/人口千人)	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6

出生数と出生率の推移



資料:人口動態総覧

②自然動態・社会動態

自然動態では死亡数が出生数を上回り、社会動態では転出数が転入数を上回っているため、自然動態・社会動態ともに人口減少の要因となっています。

自然動態の推移

単位：人

	実績							
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数	67	50	46	49	37	33	30	28
死亡数	185	195	173	213	190	176	179	179
自然増減	-118	-145	-127	-164	-153	-143	-149	-151

社会動態の推移

単位：人

	実績							
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
転入数	258	310	256	237	244	173	168	199
転出数	313	336	323	369	339	313	333	265
社会増減	-55	-26	-67	-132	-95	-140	-165	-66

資料：人口動態総覧、住民基本台帳人口移動報告年報

③昼夜間人口

添田町における仕事や通学による人口の移動についてみると、令和 2 年では夜間人口 8,801 人に対し、昼間の人口は 7,351 人と、町外に仕事や通学で出る人が 16.5%います。

昼夜間人口の推移

単位：人

	実績					
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
昼間人口	11,844	10,909	9,934	9,003	8,305	7,351
夜間人口	13,763	12,750	11,810	10,909	9,924	8,801
昼/夜間人口比率	86.1%	85.6%	84.1%	82.5%	83.7%	83.5%

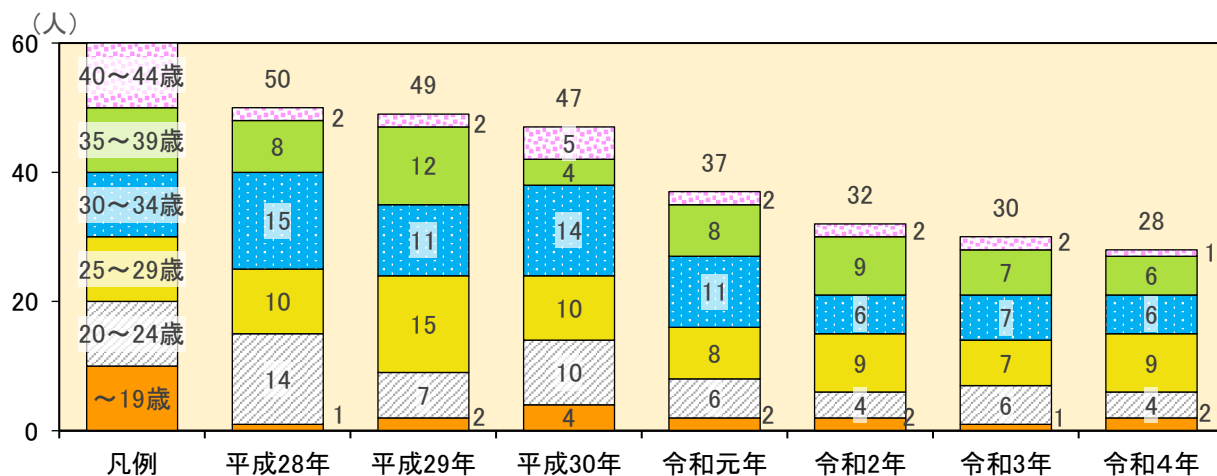
資料：国勢調査

(4) 母親の年齢階級別出生数

添田町の出生数をみると、平成 28 年の 50 人から年々減少し、令和 4 年には 28 人となっています。

また、母親の年齢階級別出生数をみると、「25～29 歳」、「30～34 歳」の合計が全体の約 50%を占める年が多く、令和 4 年の出生数は 15 人となっています。

母親の年齢階級別出生数の推移（添田町）

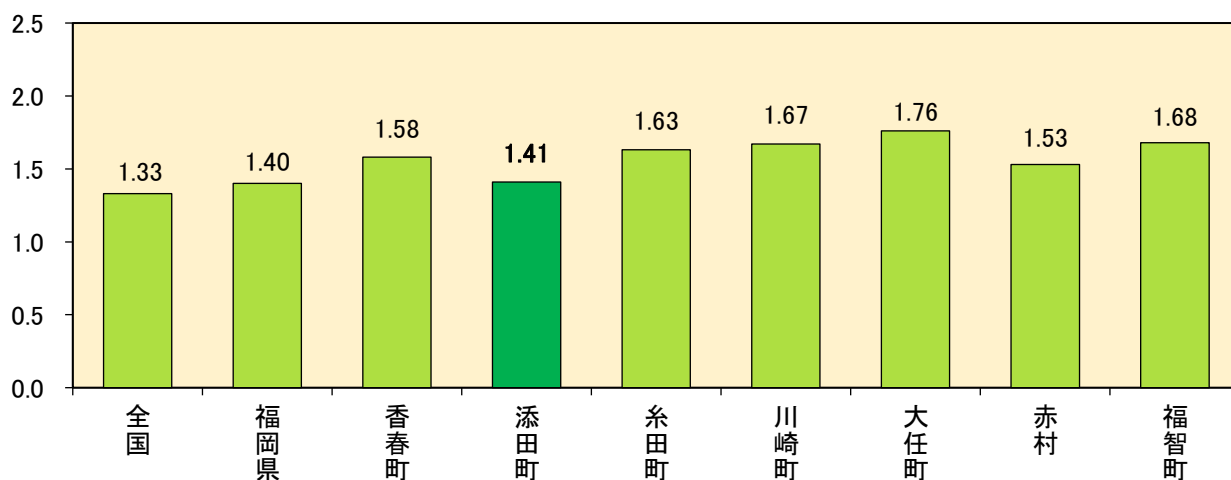


資料：人口動態調査 人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

平成 30 年から令和 4 年の添田町の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する）は、1.41%となっており、田川保健福祉事務所管内ではやや低い水準となっていますが、国や県と比較するとやや高くなっています。

合計特殊出生率の比較（平成 30 年～令和 4 年）

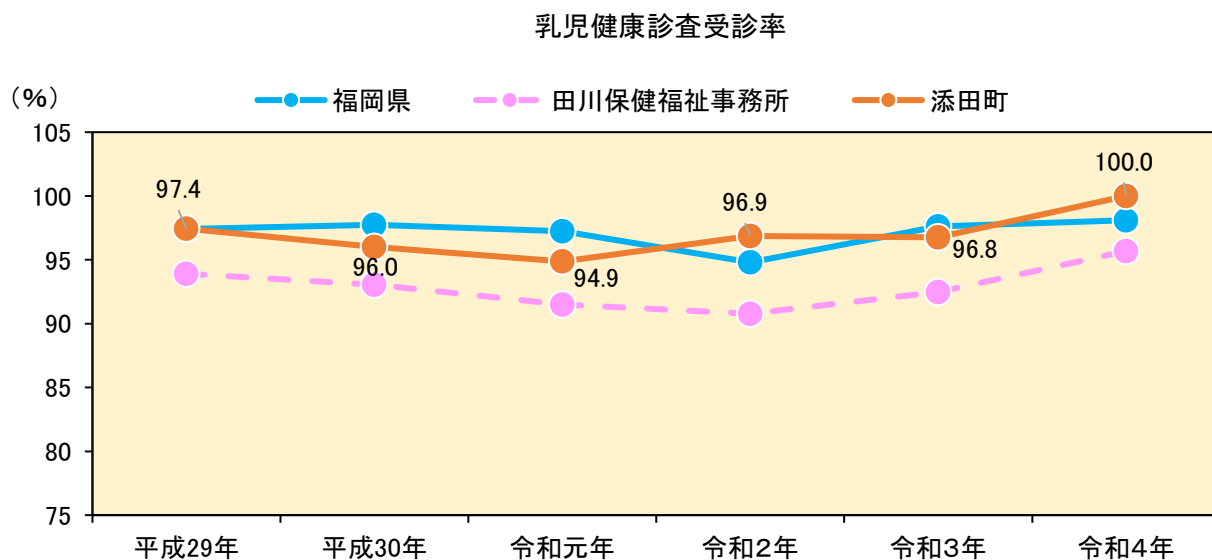


資料：人口動態統計特殊報告

4. 母子保健に関する状況

(1) 乳児（3～5か月児）健康診査受診率

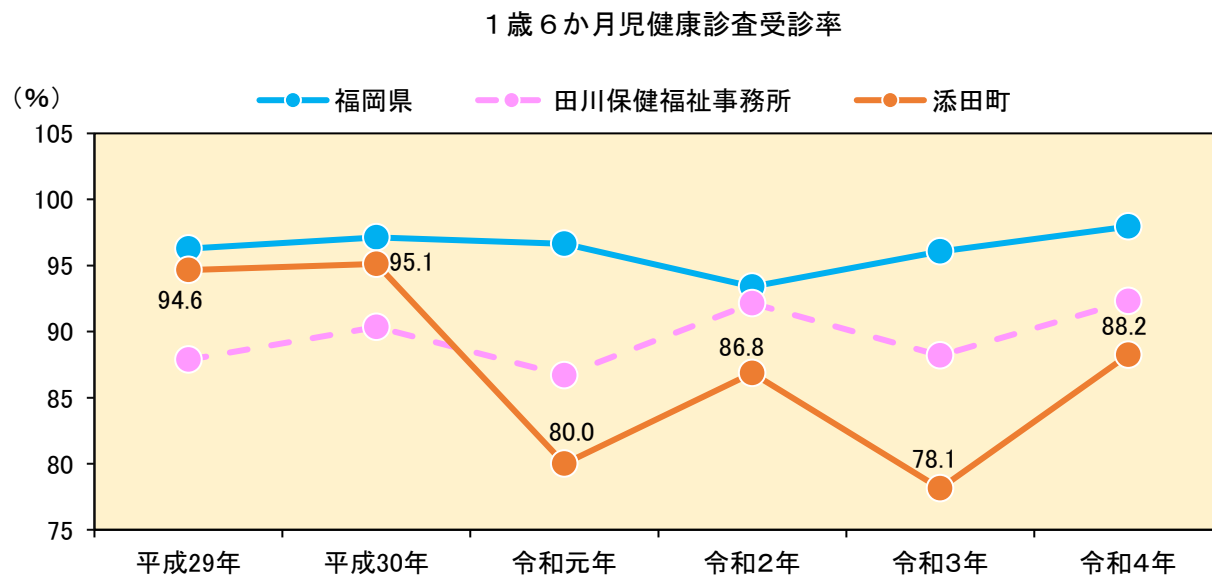
添田町における乳児（3～5か月児）健康診査受診率は、令和元年の94.9%から上昇し、令和4年には100.0%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

添田町における1歳6か月児健康診査受診率は、平成30年の95.1%から低下と上昇を繰り返しながら推移し、令和4年には88.2%となっています。

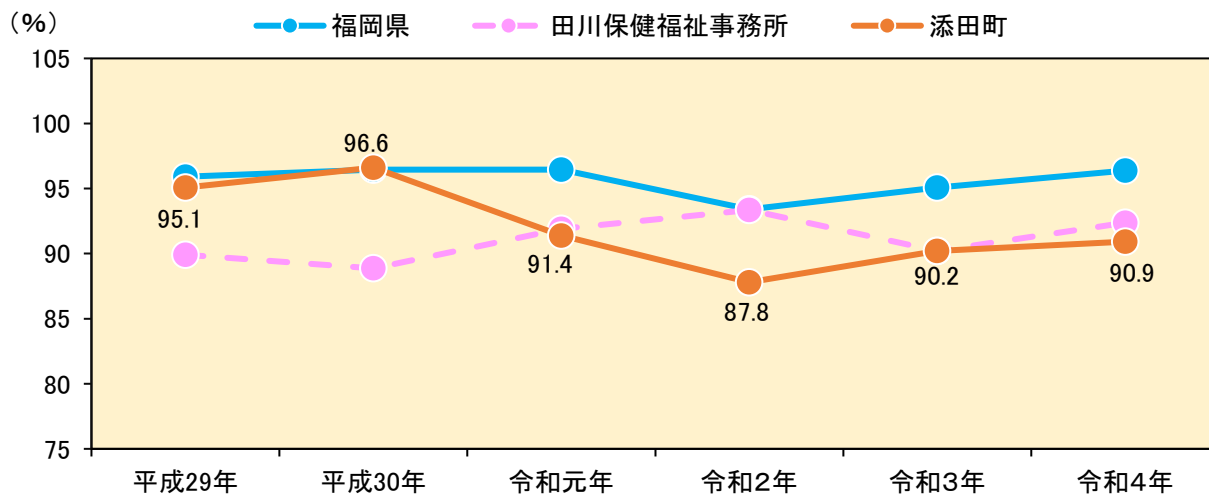


資料：地域保健・健康増進事業報告

(3) 3歳児健康診査受診率

添田町における3歳児健康診査受診率は、平成30年の96.6%から令和2年に87.8%に下がりましたが、その後上昇し、令和4年には90.9%となっています。

3歳児健康診査受診率

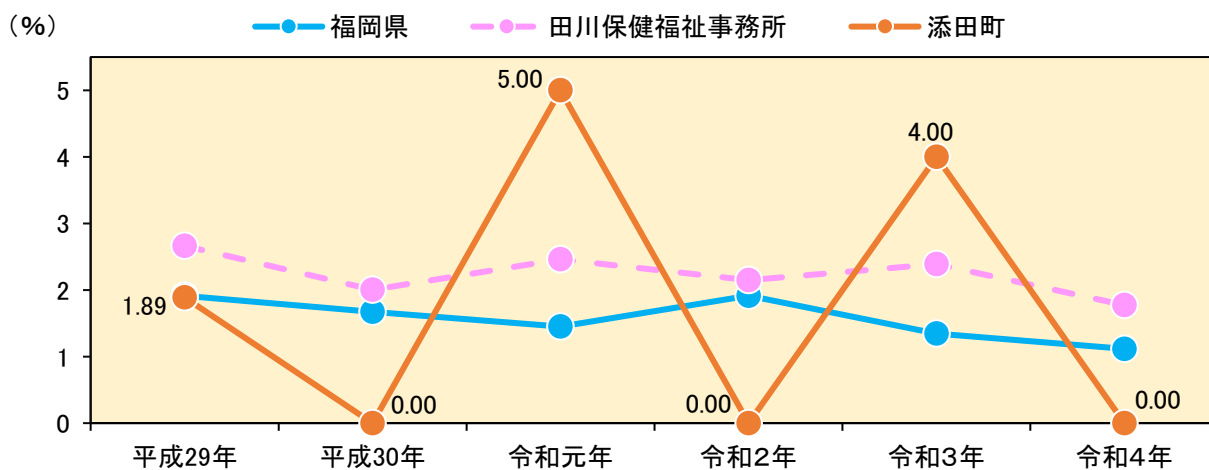


資料：地域保健・健康増進事業報告

(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

添田町における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成29年の1.89%から低下と上昇を繰り返しながら推移し、令和4年には0.00%となっています。

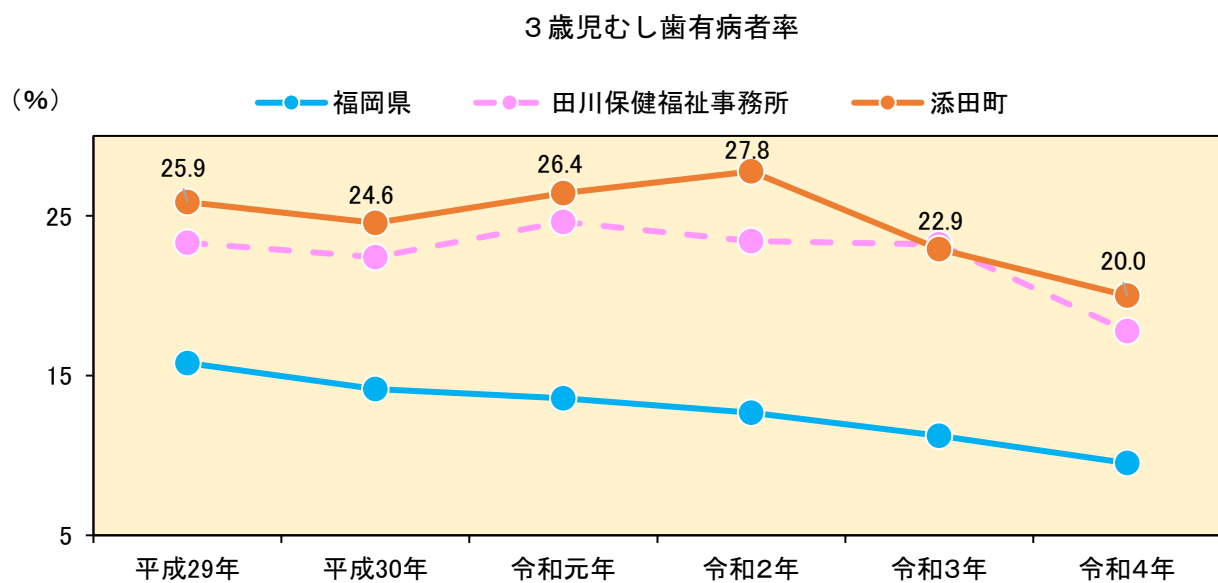
1歳6か月児むし歯有病者率



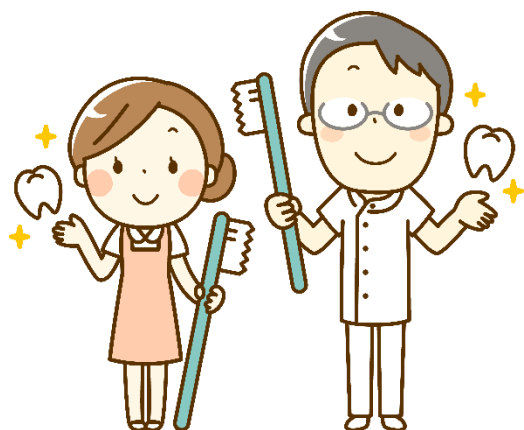
資料：地域保健・健康増進事業報告

(5) 3歳児むし歯有病者率

添田町における3歳児むし歯有病者率は、平成29年の25.9%から令和2年には27.8%に上昇しましたが、その後は下降傾向で推移し、令和4年には20.0%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告



5. アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

①調査目的

本計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

②実施概要

子育てに関するアンケート調査の概要

	就学前児童保護者用調査	小学生児童保護者用調査
調査対象者	就学前児童(0～5歳児)の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	パターン①保育園、幼稚園利用児童の兄弟姉妹の中で末子 パターン②保育園、幼稚園を利用していない児童の兄弟姉妹の中で末子 (①と②の兄弟姉妹の場合は、パターン②となる) パターン③小学校就学児童の兄弟姉妹の中で末子	
調査方法	施設・学校配布と回収、郵送配布と回収、WEB	
配布数	149	238
有効回収数 (有効回収率)	87 (58.4%)	149 (62.6%)
調査期間	令和6年7月3日(発送)～令和6年7月23日(締切)	



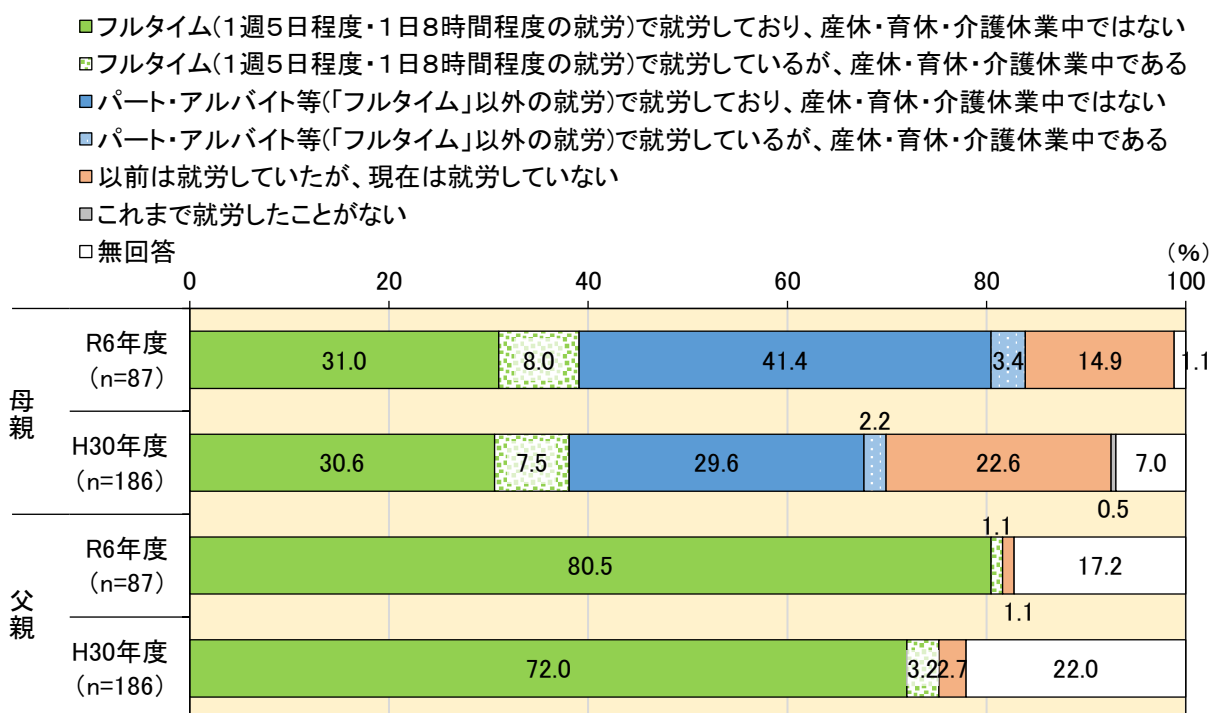
(2) 調査結果

①保護者の就労状況について

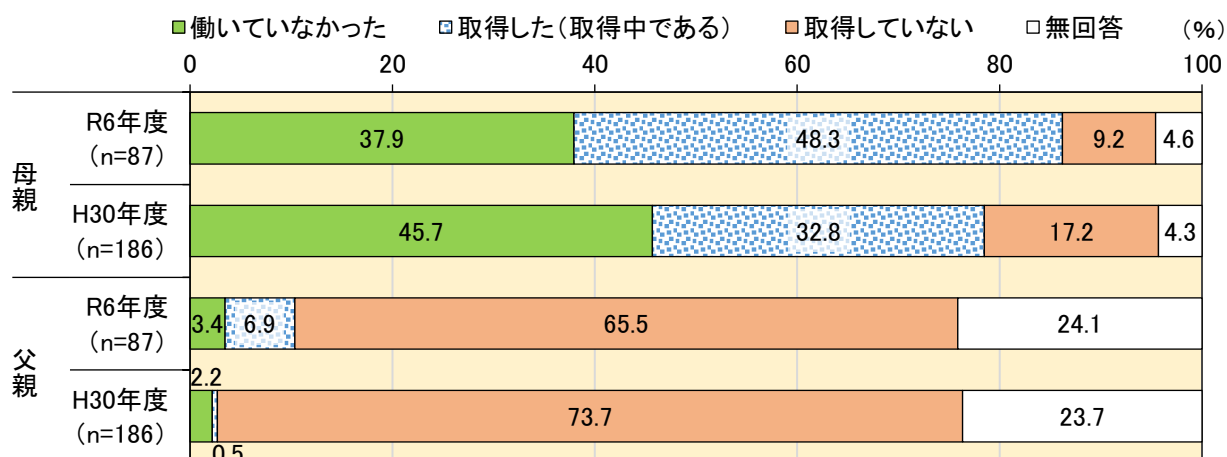
保護者の就労割合は、前回調査と比較して高くなっており、特に母親は大きく上昇し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が低下しています。

育児休業の取得状況をみると、母親、父親共に前回調査結果を大きく上回っており、仕事と子育てを両立できる環境がある程度整備されていると考えられます。

保護者の就労状況（就学前児童：前回調査との比較）



育児休業の取得状況（就学前児童：前回調査との比較）



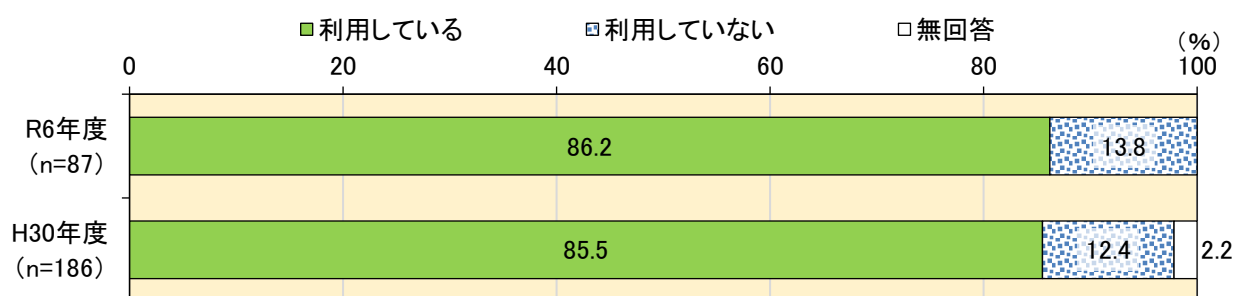
②平日の定期的な教育・保育事業の利用について

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 86.2%となっており、前回調査と比較し大きな差異は見られません。

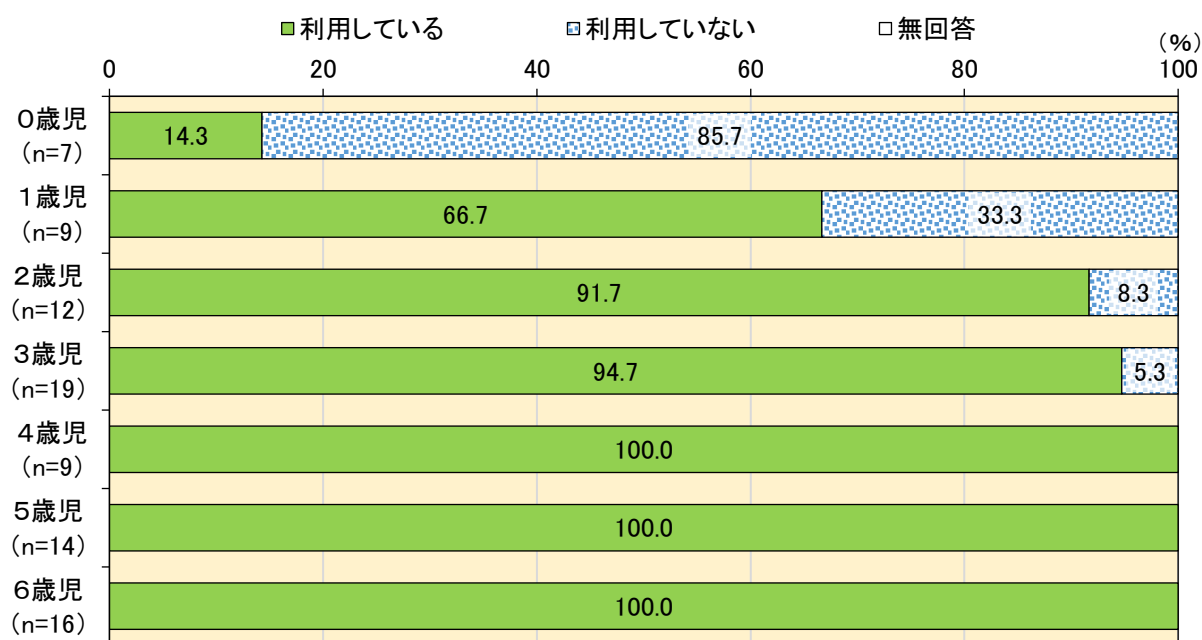
年齢別の利用状況をみると、0歳児は 14.3%、1歳児は 66.7%、2歳児以上は、ほとんどの児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

「乳児等通園支援事業」については、0-2 歳児の教育・保育施設未利用者の 80%が利用を希望しています。

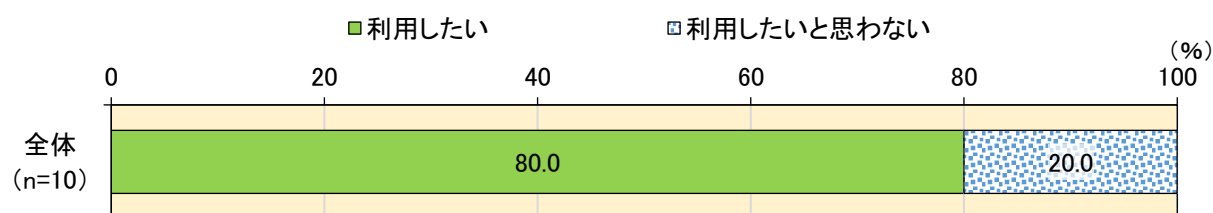
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童：前回調査との比較）



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



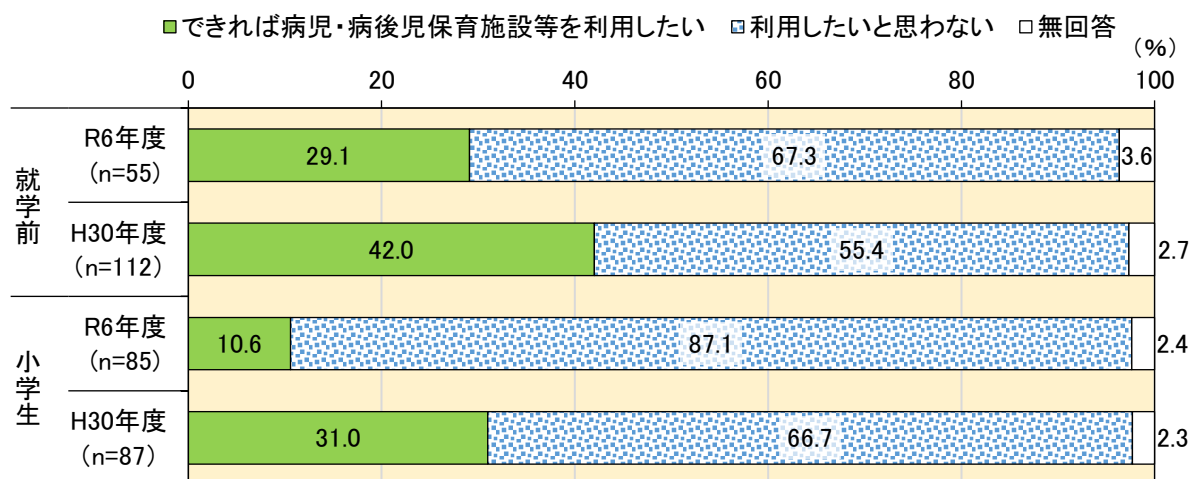
「乳児等通園支援事業」の利用希望状況（0-2 歳児の教育・保育施設未利用者）



③病児・病後児保育の利用希望について

保護者が仕事を休んで病児を看た方の、病児・病後児保育の利用希望をみると、前回調査と比較し、利用ニーズは就学前・小学生ともに下がっています。

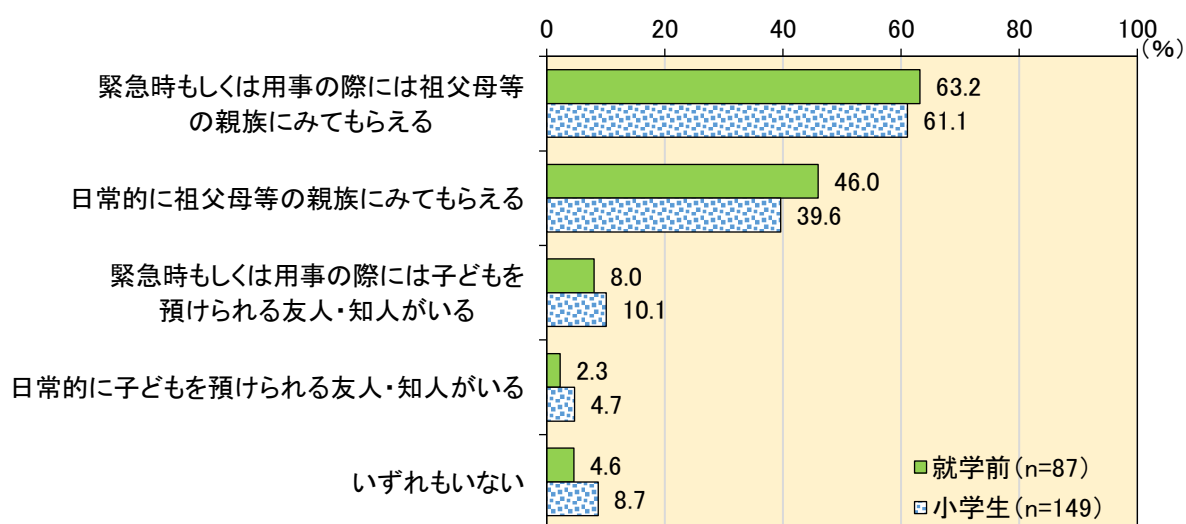
病児・病後児保育の利用希望（就学前児童及び小学生：前回調査との比較）



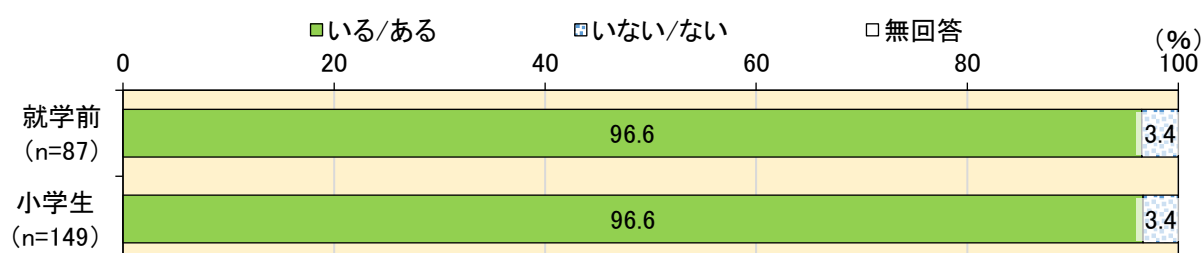
④子育て世帯の生活環境

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、多くの子育て世帯が親族・知人に見てもらえる環境にあるものの、いずれもないと回答した割合が一定数みられます。また、子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない人も一定の割合みられます。

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童及び小学生）



子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無（就学前児童及び小学生）

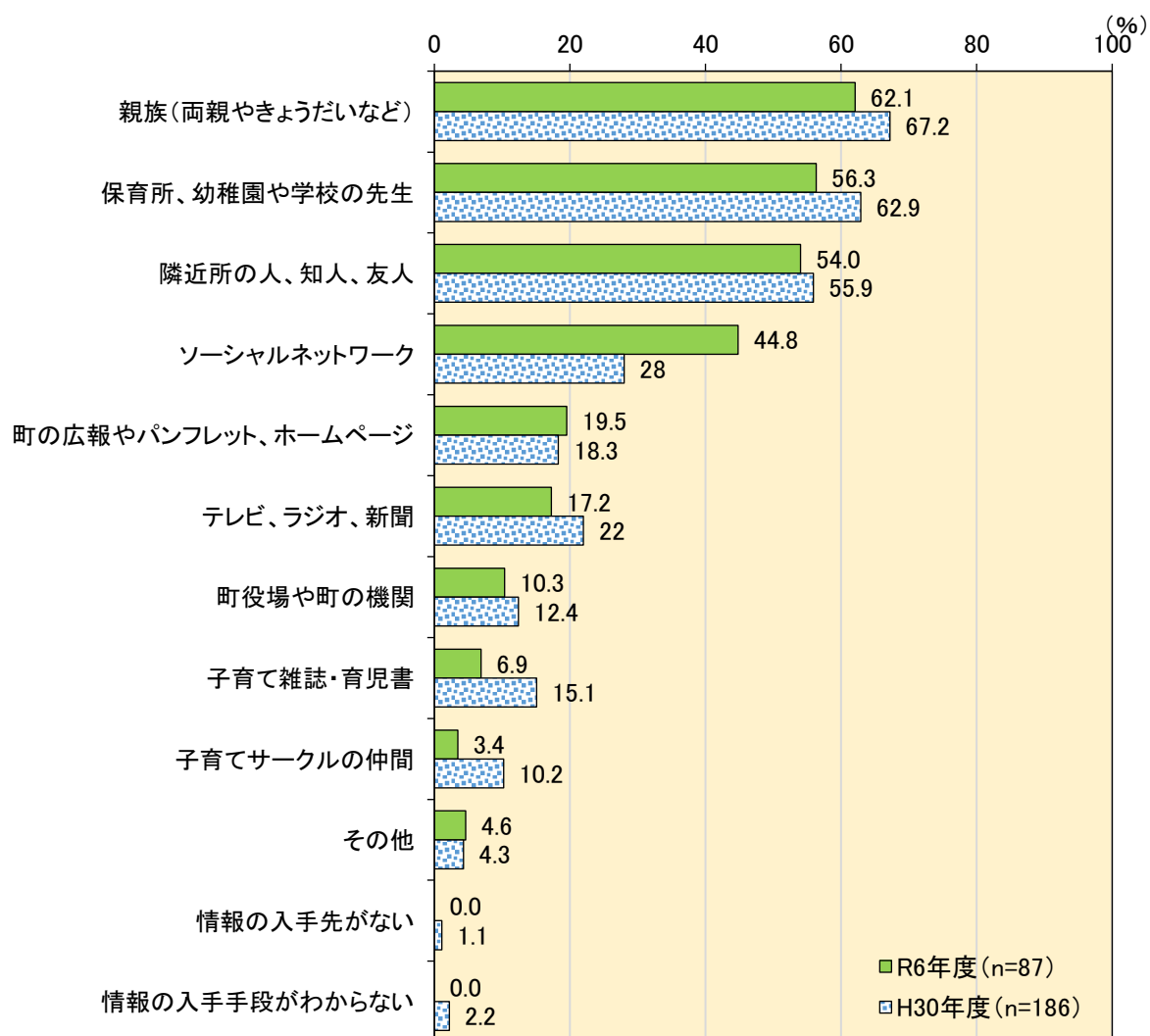


⑤子育てに関する情報の入手先

就学前児童の保護者の子育てに関する情報の入手先について、「親族」、「保育所、幼稚園や学校の先生」、「隣近所の人、知人、友人」が上位となっています。

前回調査と比較し、上位3つは変わらないものの、「ソーシャルネットワーク」の割合は大きく上昇しています。

子育てに関する情報の入手先（就学前児童：前回調査との比較）

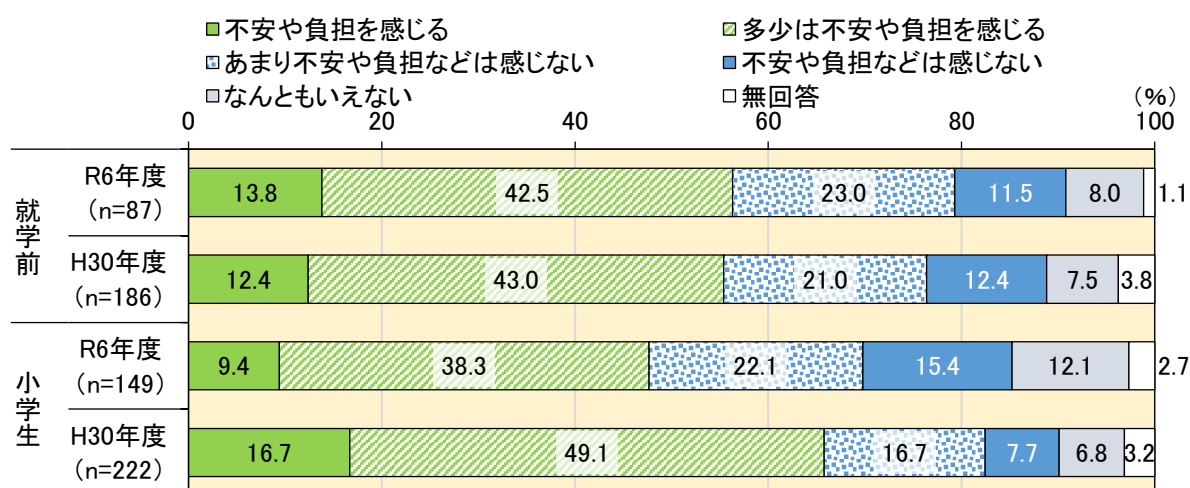


⑥子育てに対する不安や負担感の有無

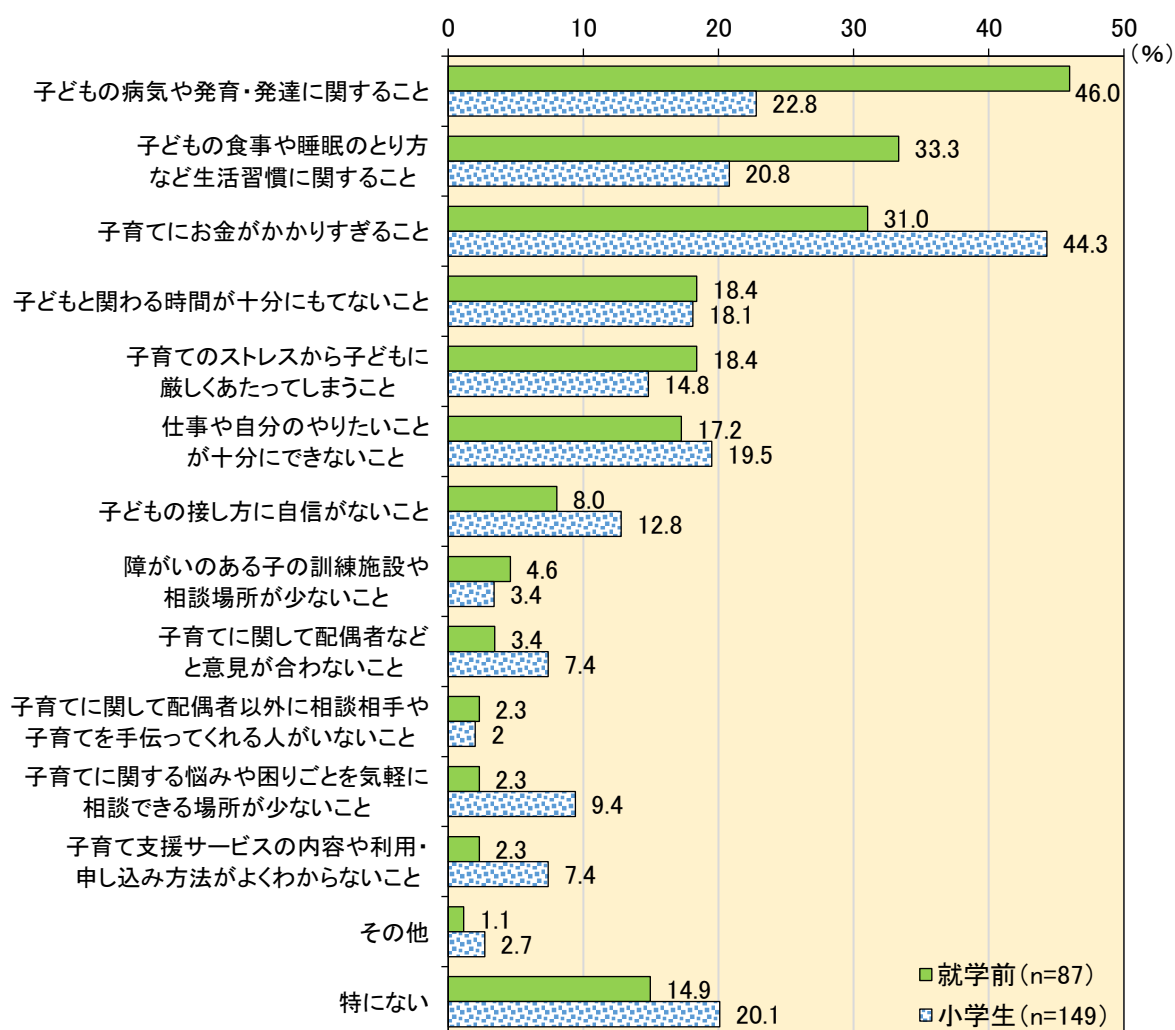
子育てに対する不安や負担について、就学前児童、小学生ともに半数程度が感じています。前回調査と比較すると小学生の不安や負担は改善傾向にあります。

子育てに関する悩みについては、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や睡眠のとり方など生活習慣に関すること」、小学生では「子育てにお金がかかりすぎること」が多く挙げられています。

子育てに対する不安感や負担感（就学前児童及び小学生：前回調査との比較）



子育てに関する悩み（就学前児童及び小学生）

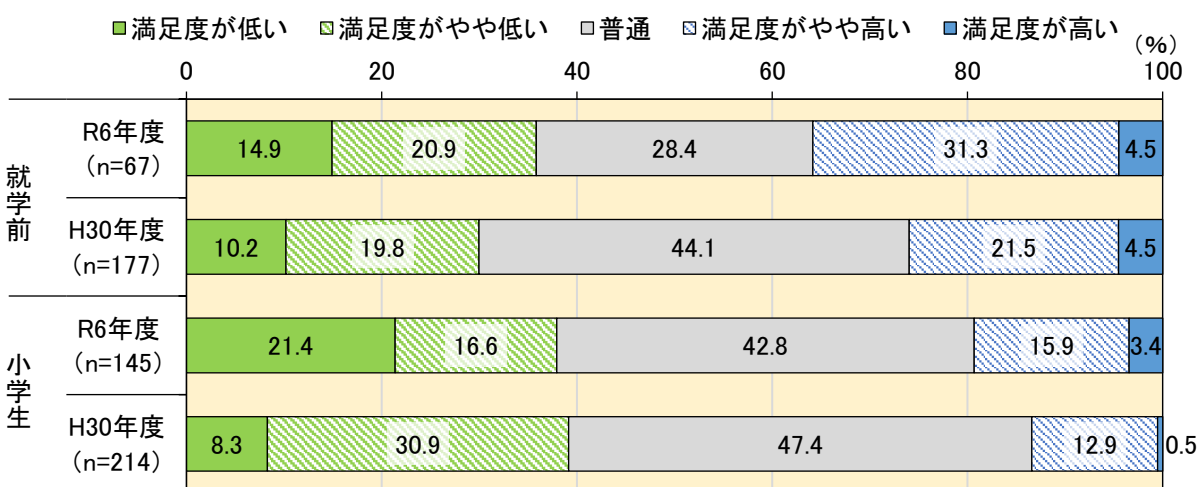


⑦子育て満足度(子育てのしやすさ)について

子育て満足度は、就学前児童では『満足度が低い(「満足度が低い」+「満足度がやや低い」)』と『満足度が高い(「満足度が高い」+「満足度がやや高い」)』の割合は、前回調査と比較し上昇しています。

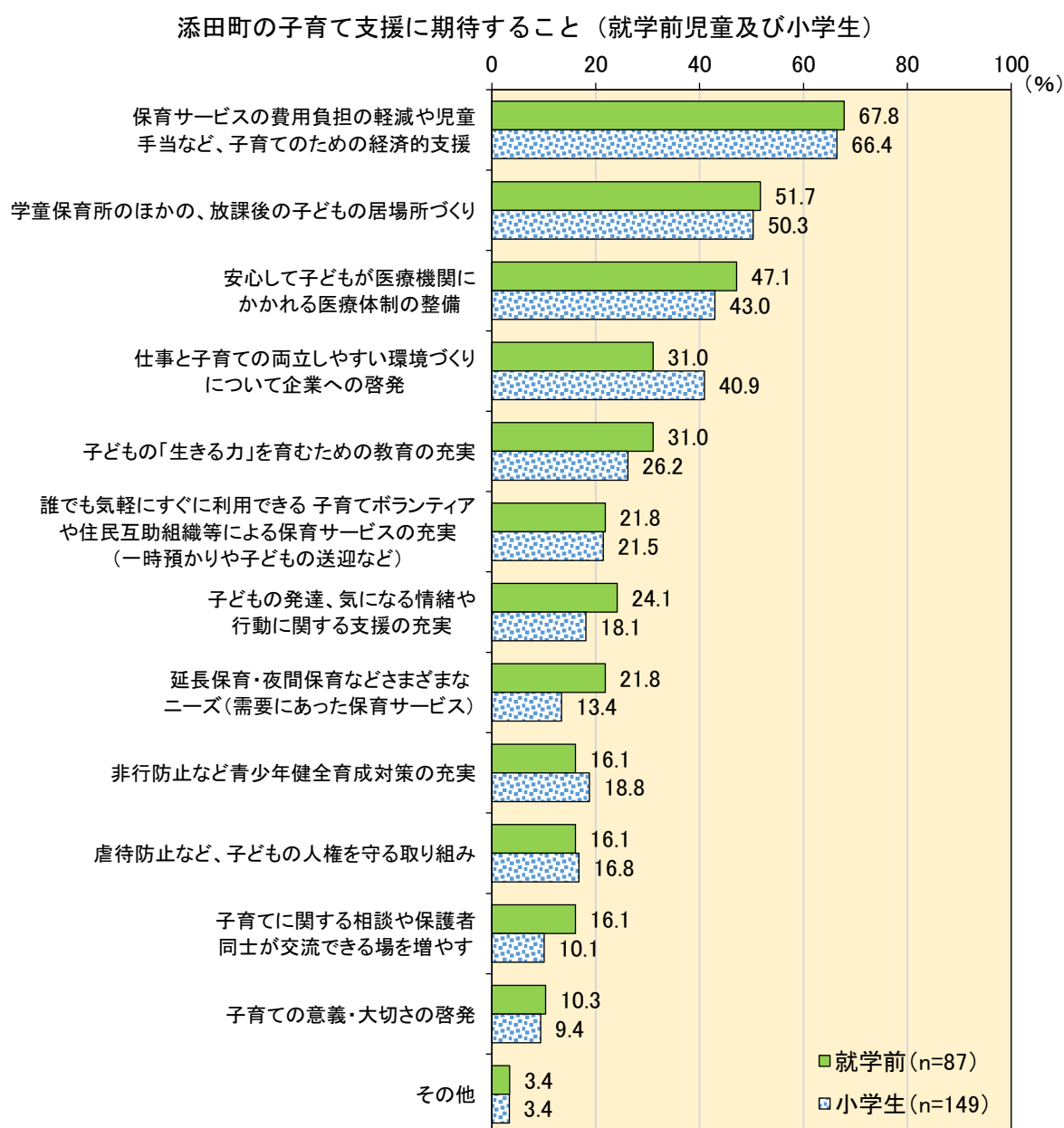
小学生では『満足度が低い(「満足度が低い」+「満足度がやや低い」)』の割合は前回調査と同程度ですが、「満足度が低い」の割合が上昇しています。一方、『満足度が高い(「満足度が高い」+「満足度がやや高い」)』の割合は、前回調査と比較し高くなっており、就学前児童、小学生ともに子育てに対する満足度が二極化しています。

子育て満足度(就学前児童及び小学生：前回調査との比較)



⑧ 添田町の子育て支援に期待すること

添田町の子育て支援に期待することは、就学前児童、小学生ともに「保育サービスの費用負担の軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援」、「学童保育所のほかの、放課後の子どもの居場所づくり」が高くなっています。



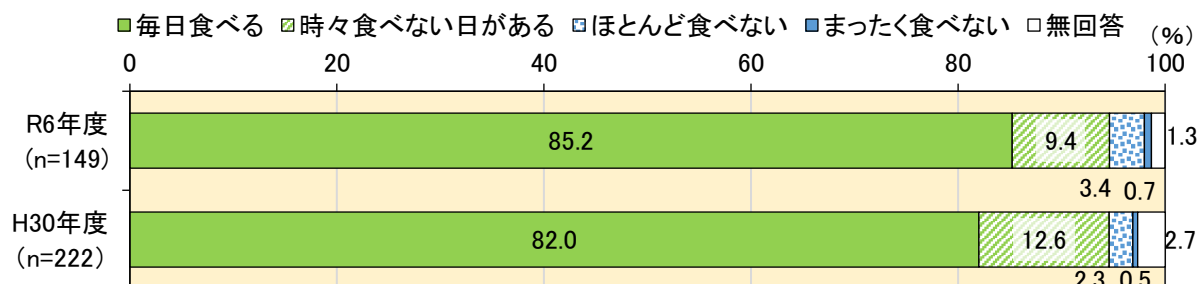
⑨子どもの日常生活について

小学生の日常生活について、朝食は「毎日食べる」が最も高く、前回調査よりも上昇している一方、「ほとんど食べない」、「まったく食べない」と回答した方も一定数います。

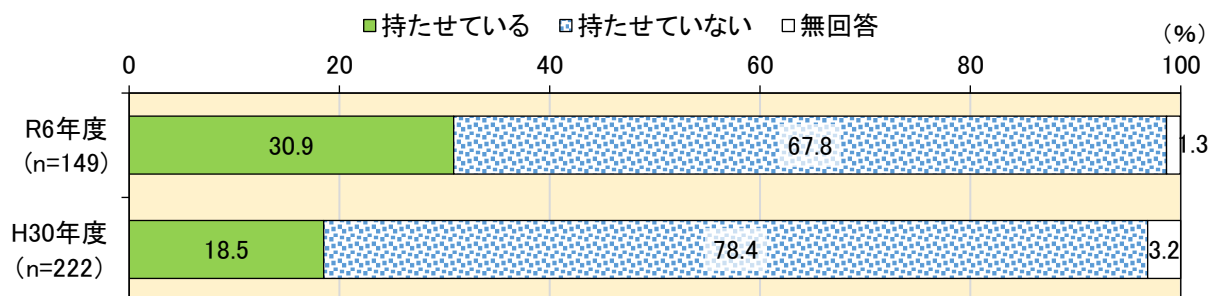
携帯電話について、前回調査と比較すると「持たせている」の割合が上昇しており、平日の端末利用時間についても、前回調査より利用時間が長くなっています。

近所の子どもの遊び相手と安心して遊べる場所の有無について、前回調査と比較して「いない」「ない」の割合が上昇しており、特に遊び相手がいないと回答した割合は大きく上昇しています。

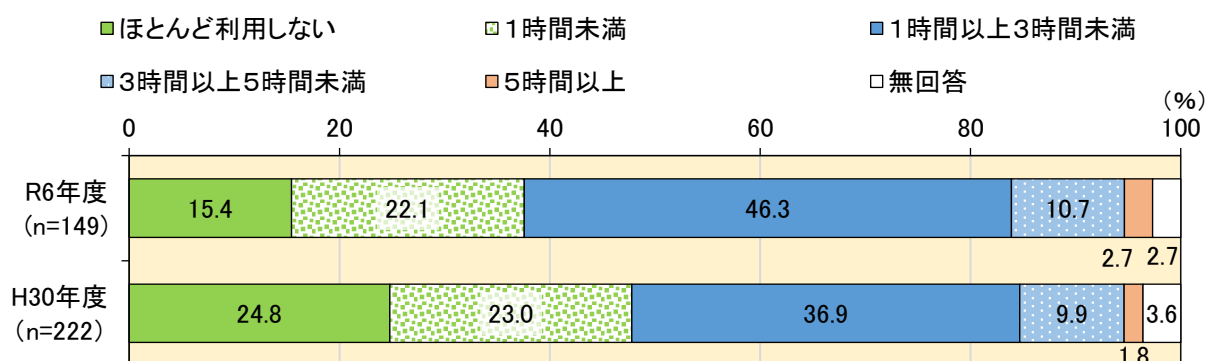
朝食を食べるか（小学生：前回調査との比較）



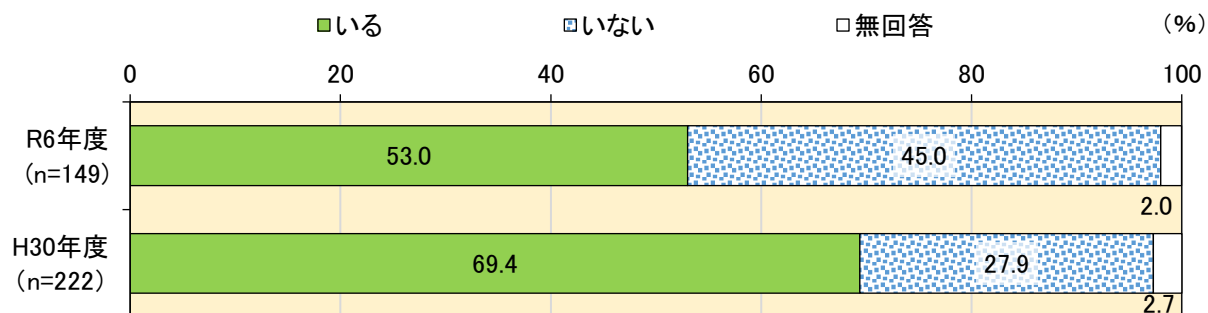
携帯電話（スマートフォンを含む）を持たせているか（小学生：前回調査との比較）



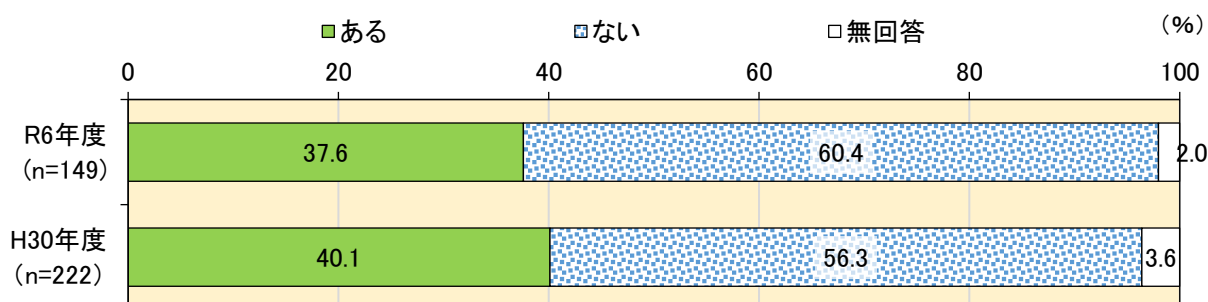
平日の端末利用時間（小学生：前回調査との比較）



近所にお子さんの遊び相手がいるか（小学生：前回調査との比較）



近所に安心して遊べる場所があるか（小学生：前回調査との比較）



6. 現行計画評価

(1) 幼児教育・保育の量の見込みと実績値の検証

① 1号認定(3-5 歳児)の量の見込みと実績値(幼稚園)

1号認定について、量の見込み(計画値)は、利用者数(実績値:町内の子ども)と同等で推移しています。

利用者数(実績値:町内の子ども)に対して、令和5年度まで確保方策は充足していましたが、令和6年度は未移行幼稚園の閉園にともない、町外において確保方策を講じています。

1号認定(3-5 歳児)の量の見込みと確保方策の実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み(計画値)	23	23	12	6	0
B 利用者数(実績値計)	41	37	17	8	1
町内の子ども	24	21	12	7	1
町外の子ども	17	16	5	1	0
C 確保方策(実績値)	140	140	140	140	0
D 過不足(C-B)	116	119	128	133	△1

※過不足はC 確保方策(実績値)からB 利用者数(町内の子ども)を引いた値

② 2号認定(3-5 歳児)の量の見込みと実績値(保育所)

2号認定について、利用者数(実績値:町内の子ども)は、令和3年度以降、量の見込み(計画値)を下回って推移しています。

利用者数(実績値:町内の子ども)に対しての確保方策は充足しています。

2号認定(3-5 歳児)の量の見込みと確保方策の実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	132	133	133	124	118
B 利用者数(実績値計)	175	173	165	145	132
町内の子ども	140	129	126	110	107
町外の子ども	35	44	39	35	25
C 確保方策(実績値)	167	159	139	139	129
D 過不足(C-B)	27	30	13	29	22

※過不足はC 確保方策(実績値)からB 利用者数(町内の子ども)を引いた値

③3号認定(0歳児)の量の見込みと実績値(保育所)

3号認定(0歳児)について、利用者数(実績値:町内の子ども)は、量の見込み(計画値)を上回って推移しています。

利用者数(実績値:町内の子ども)に対して、確保方策は充足しています。

3号認定(0歳児)の量の見込みと確保方策の実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	15	15	15	14	14
B 利用者数(実績値計)	25	31	33	32	21
町内の子ども	18	18	28	19	16
町外の子ども	7	13	5	13	5
C 確保方策(実績値)	42	39	36	36	28
D 過不足(C-B)	24	21	8	17	12

※過不足はC 確保方策(実績値)からB 利用者数(町内の子ども)を引いた値

④3号認定(1-2歳)の量の見込みと実績値(保育所)

3号認定(1-2歳児)について、利用者数(実績値:町内の子ども)は、量の見込み(計画値)に対し、各年度によって増減が生じています。

利用者数(実績値:町内の子ども)に対して、確保方策は充足しています。

3号認定(1-2歳児)の量の見込みと確保方策の実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	70	68	55	51	51
B 利用者数(実績値計)	108	80	69	76	67
町内の子ども(計)	76	59	49	62	50
町内の子ども(1歳)	35	19	28	29	18
町内の子ども(2歳)	41	40	21	33	32
町外の子ども(計)	32	21	20	14	17
町外の子ども(1歳)	14	8	11	5	13
町外の子ども(2歳)	18	13	9	9	4
C 確保方策(実績値)	116	107	99	99	89
D 過不足(C-B)	40	48	50	37	39

※過不足はC 確保方策(実績値)からB 利用者数(町内の子ども)を引いた値

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績値の検証

①利用者支援事業

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握します。また、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

平成 30 年度から、子育て世代包括支援センター『親子すこやかセンター』の1か所で実施しています。

利用者支援事業

単位：カ所

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 実績値	1	1	1	1	1
C 確保方策	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

くろみ保育園内の1か所で実施しており、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数が減少したものの、その後、利用実績は回復しています。

地域子育て支援拠点事業

単位：月当たり延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	130	130	100	100	100
B 実績値	114	78	126	103	—
C 確保方策	130	130	126	103	100
D 実施箇所(箇所数)	1	1	1	1	1



③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業です。

実績値は、量の見込みを下回っており、減少傾向で推移しています。

妊婦健康診査

単位：延べ回数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	570	570	341	341	341
B 実績値	345	341	293	288	—
C 確保方策	345	341	293	288	341

④乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までのすべての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行います。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行う事業です。

実績値は、量の見込みを下回っており、減少傾向で推移しています。

乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	46	44	31	31	31
B 実績値	29	31	28	23	—
C 確保方策	29	31	28	23	31

⑤養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師・管理栄養士による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

計画期間内における養育支援訪問事業の対象者はいませんでした。

養育支援訪問事業

単位：世帯

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
B 実績値	0	0	0	0	—
C 確保方策	0	0	0	0	2

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

町内には児童養護施設等はありませんが、一時的な預かり等が必要となった場合は、関係機関と連携を図っています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

現在、本町では実施していません。

⑧一時預かり事業

◆幼稚園の預かり保育

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

実績値は、幼稚園利用者数の減少に伴い量の見込みを大きく下回っています。また、令和 5 年度私立幼稚園の閉園に伴い、現在、本町では幼稚園の預かり保育は実施していません。

幼稚園の預かり保育

単位：人日

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	690	682	245	120	—
B 実績値	230	489	127	6	—
C 確保方策	690	682	245	120	—

※ 町内私立幼稚園 令和6年3月で閉園

◆保育所（園）の預かり保育

保育所等を利用していない子どもに対して、保育所（園）で保育を行う事業です。

実績値は、令和4年度を除き、量の見込みを大きく下回っています。

保育所（園）の預かり保育

単位：人日

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	133	131	100	100	100
B 実績値	61	90	113	30	—
C 確保方策	133	131	100	100	100

⑨延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもの通常の利用日数及び利用時間以外に保育所(園)で保育を行う事業です。

令和4年度以降、実績値は量の見込みを上回り、増加傾向で推移しています。

延長保育事業(時間外保育事業)

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	16	15	25	25	25
B 実績値	13	14	48	65	—
C 確保方策	16	15	25	25	25

⑩病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。田川管内で広域利用協定を締結し、必要時に対応しています。

⑪学童保育(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

実績値は、量の見込みを下回っており、確保方策は充足しています。

学童保育(放課後児童健全育成事業)

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 量の見込み	174	172	150	150	150
低学年	117	115	90	90	90
高学年	57	57	60	60	60
B 実績値	146	142	150	136	124
C 定員数(実績値)	174	172	150	150	150
D 過不足(C-B)	28	30	0	14	26



7. 現状・課題の整理

(1) 人口・世帯の状況

添田町の総人口は減少傾向で推移しています。年少人口、生産年齢人口は減少しているものの、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進展している状況にあります。

児童人口をみると、就学前児童、就学児童ともに人口は減少しており、特に就学前児童は令和2年と令和6年を比較すると、32%減となっています。

添田町の末子の年齢別共働き夫婦の割合をみると、末子の年齢が1～2歳の共働き夫婦の割合が増加しており、より早い段階で教育・保育施設を利用していることがうかがえます。

ひとり親世帯の割合は、近隣自治体より低いものの、国や県と比較し高いことから、ひとり親に対する支援もより重要となってきます。

(2) 少子化の状況

添田町の婚姻数は、令和元年以降年間20件前後で推移しており、令和2年には、30～39歳男性、35～39歳女性の未婚率が上昇しています。この要因としては新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられ、婚姻数の減少に伴い、出生数も減少している状況です。

母親の年齢階級別出生数をみると、25～29歳、30～34歳女性の出生数が添田町の出生数全体の半分を占めており、この年代の人口の動向にも注意が必要となります。

結婚・出産に対する価値観は人それぞれですが、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備や、結婚を希望する者への支援が必要と考えられます。

(3) 母子保健に関する状況

添田町の各種健診事業について、対象者が少ないことから受診率の増減が激しいものの、1歳6か月児健康診査受診率は令和元年以降、県や保健所管内より低くなっています。

(4) アンケート調査結果による状況

前回調査と比較し、就学前児童の母親の就労割合が高くなっており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

育児休業の取得状況をみると、母親、父親共に前回調査結果を大きく上回っており、仕事と子育てを両立できる職場環境が進みつつあると考えられます。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、前回調査と比較し大きな差異はみられませんが、ほとんどの就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。こども誰でも通園制度の利用希望も高く、児童数は少なくなるものの、今後も教育・保育ニーズは高まることが予想されます。

病児・病後児保育の利用希望は減少しているものの、母親の就労割合は高くなっていることから、今後も、広域による病児・病後児の受け入れ態勢の維持が必要です。

子育て世帯の生活環境は、多くの世帯が、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるものの、いずれもいないと回答した方も一定数おり、これらの家庭では孤育て等が懸念されます。

子育てに関する情報の入手先としては、「ソーシャルネットワーク」と回答した割合が、前回調査と比較して増加しています。ソーシャルネットワークは、情報入手手段として有効な面もありますが、「育児ハック・子育てハック」などは誤情報もあることから、ネットリテラシーについての取り組みも必要です。

添田町の子育てに関する不安や負担感について、小学生保護者では不安や負担感が一部解消されていますが、子育てに関する悩みとして「子どもの発達や発育」、「生活習慣」、「経済的負担」が挙げられており、各種健診事業や経済的支援などの取り組みがより重要となります。

添田町の子育てに対する満足度は二極化しており、添田町の子育て支援に期待することについて「経済的支援」と「放課後の子どもの居場所づくり」が挙げられています。

添田町の子どもの日常生活について、朝食は「毎日食べる」割合が前回調査より高くなっています。

携帯電話については、「持たせている」の割合が前回調査より高くなっており、利用時間も前回調査より長くなっています。近年増加しているネット犯罪等に巻き込まれるのを防ぐため、子どもに対するネットリテラシー教育を推進する必要があります。

子どもの遊び相手や安心して遊べる場所については、前回調査と比較して「いる」「ある」の割合が低下していることから、子どもの居場所づくりに積極的に取り組む必要があります。

(5) 現行計画評価(子ども・子育て支援事業計画)による状況

①教育・保育の量の見込みと確保方策

添田町教育・保育の量の見込み(実績値)と確保方策について、1号認定は、私立幼稚園の閉園に伴い、今後、広域での利用調整が必要となります。

2号認定は、確保方策に不足が生じているものの、3号認定の確保方策は充足していることから、町内での利用定員数の調整を行うことで対応が可能と考えられます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、「子育て短期支援事業」、「病児・病後児保育事業」については、広域及び関係機関との調整により対応しており、今後も事業ニーズが発生した場合に備え、体制維持が必要です。

「学童保育(放課後児童健全育成事業)」について、現状は量の見込みに対し、定員数は充足しています。仕事と子育ての両立のために学童保育は重要なことから、新たな施設による魅力ある学童保育事業が期待されます。



第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭をめぐる状況は厳しく、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

子育てとは、親自身も周囲の人々の支援を受けながら、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、子どもとともに成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みのことです。

子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることはもちろんですが、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が子どもと向き合える環境を整え、子どもと保護者の成長を支える社会づくりの実現は、地域・社会全体の責務でもあります。

添田町では、“子どもは、社会の希望、未来をつくるかけがえのない存在であり、一人ひとりが愛され、生命が大切にされ、心身ともに生き生きと健やかに育ち、主体的に考え、判断し、行動できる力、感動できる心をもつことは、親のみならず、町民すべての願い”という考えの下、子ども・子育て支援を推進してきました。

これからもこの考えは普遍的なものとしつつ、さらに、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、子どもの心豊かな育ちと併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちを目指します。

第二期計画の基本理念「子どもと親をみんなで支え 子育て・子育ての喜びや楽しみを実感できる 笑顔と元気があふれるまち そえだ」を継承しながら、社会全体で子育て・子育て・親育ちを支えるまちを目指す観点を踏まえ、第三期計画の基本理念を以下のように設定します

添田町第三期子ども・子育て支援事業計画 基本理念

**子どもと親をみんなで支え
子育て・子育ての喜びや楽しみを実感できる
笑顔と元気があふれるまち そえだ**



2.計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の基本目標に基づき、各種施策を展開していきます。

(1) 基本目標1 ライフステージ別の重要施策

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

(2) 基本目標2 ライフステージを通した重要施策

「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、子ども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通した縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

(3) 基本目標3 子育て当事者への重要施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるまちを目指します。



3.施策の体系

基本目標	基本施策	施策	取り組み
1. ライフステージ別の重要施策	出産期・妊娠・	①妊産婦の健康管理	○保健指導・栄養指導の実施 ○疾病等の早期発見と適切な支援の推進
		②子育て相談支援・情報提供の充実	○子育て家庭の居場所づくりの充実 ○家庭訪問や面談による指導、情報提供
	(2) 乳幼児期	①乳幼児の健康管理	○乳幼児健診の実施 ○各種予防接種の実施
		②子育て相談支援・情報提供の充実	○乳幼児健診等の場を活用した相談指導等の充実 ○乳幼児のいる家庭への訪問、指導の充実 ○乳幼児の安全確保 ○子育て家庭の居場所づくりの充実
		③乳幼児期の教育・保育サービスの充実	○教育・保育サービスの充実 ○教育・保育サービスの質の確保 ○家庭教育への支援の充実
	(3) 学童期・思春期	①子どもたちの心身の健康づくり	○健やかな体の育成
		②豊かな心と生きる力を育む教育の充実	○豊かな心の育成 ○中高生等の職場体験の充実 ○学校教育環境等の整備
		③子どもの育ちを支援する活動の場の充実	○子どもの居場所づくり ○放課後子ども教室の推進（学びっ子教室） ○学童保育の充実 ○地域・世代間交流の推進
		④子どもの人権を守る環境づくり	○少年非行等の問題に対応するための支援体制 ○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対する相談体制の充実 ○被害児童を対象とした支援体制の推進
2. ライフステージを通じた重要施策	(1) 子どもが権利の主体であること、社会全体での共有等	①「こどもまんなか社会」の実現	○「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運醸成
		②人権教育の推進	○人権教育の推進・啓発
	(2) 子どもに健やかな成長に向けた支援	①子どもと親の健康の確保	○乳幼児医療費の助成 ○小児医療体制の充実 ○こころの健康づくりの推進
		②食育の推進	○食育の推進
	(3) 子どもの貧困対策	①子育て世帯への経済的支援	○公的制度や町の事業による教育・保育料の負担軽減 ○生活困窮家庭への就学支援
		②ひとり親家庭への支援	○相談・支援体制の充実 ○経済的支援 ○就業支援・生活支援
	(4) 障がい児支援	①障がい児の子育て支援の総合的な取り組みの推進	○受入れ・支援体制とサービスの充実 ○経済的負担の軽減

基本目標	基本施策	施策	取り組み
2. ライフステージを通じた重要施策	(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	① 児童虐待防止など要支援児童対策	○ 虐待の発生予防 ○ 虐待の早期発見・早期対応 ○ 児童虐待防止に向けた啓発の推進 ○ 虐待を受けた児童等の保護・支援
		② 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援	○ 子ども家庭センターの運営 ○ 親子関係の再構築に向けた支援
	(6) 犯罪から子どもを守る取り組み	① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○ メディアリテラシーの育成 ○ 喫煙・飲酒や薬物等に関する学習機会の充実
		② 子どもの安全対策	○ 子どもを対象とした防犯指導の実施 ○ 交通安全教室の推進 ○ 地域住民との協働によるパトロール活動の推進 ○ 関係機関とのネットワークの構築
3. 子育て当事者への支援に関する重要施策	(1) 支援体制の充実	① 子育て相談支援・情報提供の充実	○ 子ども家庭センターにおける相談助言体制の充実 ○ 子育て支援サービスの情報提供
	(2) 地域で子ども・子育てを支えるまちづくり	① 地域ぐるみで行う子ども・子育て支援	○ 地域で子どもを守り育てる意識の醸成 ○ 添田町の教育力の向上 ○ 青少年健全育成活動の推進 ○ 身近な地域における相談助言体制の充実 ○ 子育て家庭の居場所づくりの充実
		② 安心して子育てできる生活環境の整備	○ 豊かな自然環境の整備 ○ 子ども連れが外出しやすい環境の整備 ○ 子育て世帯に優しいトイレ等の整備 ○ 公園等の整備や遊具の点検 ○ 良質な住宅環境の整備
		③ 防犯・安全対策への取り組み	○ 防犯設備の整備推進 ○ 人身事故の発生割合が高い生活道路の交通環境の改善
	(3) 子育てと仕事の両立支援	① ワーク・ライフ・バランスの実現と男女共同参画の推進	○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革の推進 ○ 子育てと仕事の両立支援策の充実
		② 労働環境の改善の推進	○ 育児休業制度等、様々な制度の普及啓発

第4章 施策の展開

1. ライフステージ別の重要施策

(1) 妊娠期・出産期

① 妊産婦の健康管理

【取り組み】 保健指導・栄養指導の実施

- 正しい生活習慣について情報提供を行い、妊娠中の異常に関して予防するとともに、重症化を防ぎます。
- 育児相談や訪問指導により、妊娠・出産の時期における母子と家族の健康を、社会的、精神的側面から支援していきます。
- 妊娠中の喫煙・飲酒などは、妊娠合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児にも悪影響を与えることから、様々な場面で助言や情報提供を行います。
- 低出生体重児の要因となる妊婦の喫煙、栄養状態や飲酒等を母子健康手帳交付時の妊婦アンケートで把握し、保健指導を行い、健やかな出産ができるよう支援します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
母子健康手帳交付	妊娠届け出時に母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票を交付するとともに保健指導を行う。	健康子育て 応援課
未熟児等ハイリスク 児の出生の予防	母子健康手帳交付時の妊婦アンケートで生活状況を把握し、保健指導を行う。	健康子育て 応援課

【取り組み】 疾病等の早期発見と適切な支援の推進

- 妊婦健康診査の費用を助成し（14回）、妊娠届出時に受診勧奨を行います。
- 妊婦健診の充実により、疾病等の早期発見と適切な支援を推進します。
- 低出生体重児を予防するため妊娠期の適正体重について保健指導を行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
初回産科受診料 支援事業	経済的負担軽減を図り、妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援に繋げるため、妊娠判定のための初回産科受診料を助成する。	健康子育て 応援課
妊婦健康診査・妊産 婦訪問指導	妊婦の健康管理の充実及び妊娠、出産に関する経済的負担の軽減を図るため、14回分の妊婦健康診査に必要な経費の補助を行う。また、健診結果から必要に応じて訪問指導も行う。	健康子育て 応援課
産婦健康診査	産後の初期段階における母子に対する支援強化を図るため、健康診査2回分の費用を助成する。	健康子育て 応援課

②子育て相談支援・情報提供の充実

【取り組み】 子育て家庭の居場所づくりの充実

- 妊婦が自由に集い、いつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできる場となるよう、マタニティサークルを実施していきます。
- 就労している母親や父親も参加できるよう、開催日や時間帯、活動内容の充実についても検討していきます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
マタニティサークル 「ポコ・ア・ポコ」	助産師による出産に向けたアドバイス等を行う。	健康子育て 応援課

【取り組み】 家庭訪問や面談による指導、情報提供

- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援を実施します。
- 産後1年未満の産婦および乳児を対象とし、育児技術や育児相談、身体のケアを実施します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
利用者支援事業 【妊婦等包括相談支援事業型】	伴走型相談支援として面談（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）を実施し、必要な支援に繋げる。	健康子育て 応援課
産後ケア事業	産後（生後）1年未満の産婦および乳児を対象とし、助産院などの産後ケア施設等において、助産師等専門職から育児技術や育児相談、身体のケアを受けることができる事業。必要な人が利用できるよう事業の周知をするとともに、産後も安心して子育てができる体制を整備する。	健康子育て 応援課



(2) 乳幼児期

① 乳幼児の健康管理

【取り組み】 乳幼児健診の実施

- 乳幼児健診は子どもの年月齢別に実施し、身体測定・問診・観察・診察などで疾病や心身障害などの早期発見に努め、早期治療・早期療育を促すとともに、身体及び精神発達の確認を行います。
- 乳幼児健診対象者に個別通知、「保護者連絡アプリ」で受診案内・勧奨を行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
乳幼児健診	4か月、7か月、12 か月児を対象に、身体測定、小児科診察、発達検査、栄養指導、保健指導、歯科指導を実施する。	健康子育て 応援課
1歳半児健診	1歳半児を対象に、身体測定、小児科診察、歯科診察、発達検査、栄養指導、保健指導、歯科指導を実施する。	健康子育て 応援課
3歳児健診	3歳児を対象に、身体測定、小児科診察、歯科診察、発達検査、栄養指導、保健指導、歯科指導、視聴覚検査、尿検査、心理相談を実施する。	健康子育て 応援課
5歳児健診	5歳児を対象に身体測定、小児科診察、発達検査、栄養指導、保健指導、心理相談を実施する。	健康子育て 応援課
離乳食教室	初期・中期の離乳食について、管理栄養士の指導のもと、実際に離乳食を作りながら、食に関する知識を普及させる。	健康子育て 応援課

【取り組み】 各種予防接種の実施

- 感染症等の予防を図るため、予防接種を定期的の実施します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
各種予防接種	感染症等の予防を図るため、予防接種を定期的の実施。標準的な接種年齢(月齢)となった際に、対象者に対し予診票を送付して接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。	健康子育て 応援課



②子育て相談支援・情報提供の充実

【取り組み】 乳幼児健診等の場を活用した相談指導等の充実

- 親の育児不安等の解消を図るため、また、乳幼児の健全育成のため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施します。
- 個々に関わる時間を増やすため、母子相談や育児教室でも個別に相談や指導を行います。
- 保護者に対して、乳幼児が食生活と生活リズムを身につけられるように保健指導を行い、健やかに成長できるように支援します。
- 乳幼児健診や就学時健診等の保護者が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。
- 乳幼児健診・相談において、各乳幼児の状態に応じ、栄養・食の情報に関するリーフレット等を提供するとともに、個別に栄養指導を実施します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
保育に関する 情報提供	健診の受診勧奨や保育所などの保育サービスに関する情報等について、町の広報誌やホームページ、保護者連絡アプリを通じて情報提供を行う。	健康子育て 応援課

【取り組み】 乳幼児のいる家庭への訪問、指導の充実

- 保健師等が、未熟児、低出生体重児、新生児、乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供、発育・発達相談及び育児に関する指導助言を行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
新生児訪問	生後 28 日までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、具体的な指導助言、育児の相談を行う。	健康子育て 応援課
こんにちは赤ちゃん 訪問(乳児家庭全戸 訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、具体的な指導助言、育児の相談などを行う。	健康子育て 応援課
未熟児訪問	2,500g未満で生まれた乳児のいる家庭を保健師が訪問し、具体的な指導助言、育児の相談を行う。	健康子育て 応援課

【取り組み】 乳幼児の安全確保

- 子どもの誤飲、転落・転倒、やけど等の事故防止について、家庭や乳幼児・児童と関わる施設の関係者に対し、あらゆる機会を利用して、情報提供や学習機会を提供します。
- 乳幼児健診時にはリーフレット、掲示ポスターなどを使って事故防止について説明指導を行います。
- 育児サークルなどで小児の救命救急の講習などを取り入れます。

【取り組み】 子育て家庭の居場所づくりの充実

- 乳幼児と親が自由に集い、子育て中の親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできる場となるよう、ベビーサークル・育児サークルを実施していきます。
- 就労している母親や父親も参加できるよう、開催日や時間帯、活動内容の充実についても検討していきます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
すくすく教室 (発達相談)	乳幼児健診や家庭訪問、保護者からの相談により精神運動発達面で経過を見る必要のある児や、養育環境に問題がある場合に適正な指導や親子関係の調整を行う。	健康子育て 応援課
ベビーサークル	1歳までの乳児と母親を対象に、ベビーマッサージや育児相談などを行う。	健康子育て 応援課
育児サークル 「おんぶに抱っこ」	保育士、保健師等による子育ての相談やアドバイスをを行う。	健康子育て 応援課
育児サークル 「めだかつこ」	保育士による子育ての相談やアドバイスをを行う。	健康子育て 応援課

③乳幼児期の教育・保育サービスの充実

【取り組み】 教育・保育サービスの充実

- 町の実情に応じた教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の実施により、教育・保育サービスの充実を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
通常保育	0歳から就学前の子どもをもつ家庭で、保護者の就労などにより保育に欠ける家庭の児童の保育を行う。	健康子育て 応援課
延長保育	保育所の通常の保育認定時間を超えた保育を行う。	健康子育て 応援課
一時保育	保護者が疾病等の理由により、一時的に保育が困難になった家庭の乳児または幼児に対し、保育所で保育を行う。	健康子育て 応援課
乳児等通園 支援事業 (こども誰でも 通園制度)	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進める。	健康子育て 応援課
病児病後児保育の 利用料補助	保護者の「子育てと就労等の両立」を支援することを目的として、生後3か月から小学校6年生までの児童が病気で集団生活が困難で昼間家庭で育児できない場合に一時的に預かる保育で、添田町では利用料を補助する。	健康子育て 応援課
保育サービス等の 実施	0歳児からの保育や延長保育、一時保育等を実施することで、保育サービスの充実を図る。	健康子育て 応援課

【取り組み】 教育・保育サービスの質の確保

- サービス評価制度の活用により、保育サービスの質の確保を図ります。
- 関係機関から案内のある様々な研修を周知し、質の高い教育・保育を目指します。
- 保育士の処遇改善や新規資格取得支援、就業継続支援、離職者の再就職支援など、保育人材の確保に努めます。
- 幼児教育の充実を図るため、基本的な集団生活の中で身につける教育課程の推進に努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
サービス評価制度	各保育園において第三者委員会を設置し、保育サービスの質の確保を図る。	健康子育て 応援課
保育士等の確保	県の保育士確保対策を活用し、保育現場を離れている保育士有資格者の把握、就職支援を行う。また、保育士資格取得から保育所等への就職までの支援を行う。	健康子育て 応援課

【取り組み】 家庭教育への支援の充実

- 図書館では「第3次添田町子ども読書活動推進計画」に沿った乳幼児の読書活動推進のため、ブックスタート事業を実施します。
- 4か月健診時に絵本を提供し、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて心ふれあう時間を持つ機会を設けます。また、7か月児、12 か月児にも絵本を紹介し、家庭での読書の大切さを呼びかけ、図書館の利用につながるよう取り組みます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
子育てに関する学習 機会の提供	乳幼児健診や就学時健診、育児サークルや保育所など、保護者が集まる機会を活用し、情報提供を行う。	健康子育て 応援課
ブックスタート事業	4か月児健診の機会を活用し、絵本や絵本のリストを手渡し、読み聞かせを行い、図書館の紹介やお話し会などの行事を案内し、図書館の利用につなげる。	社会教育課



(3) 学童期・思春期

①子どもたちの心身の健康づくり

【取り組み】 健やかな体の育成

- 子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善方法等を進め、体育の授業を充実させます。
- 運動部活動において、外部指導者の活用や地域との連携等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。
- 体育協会やスポーツ少年団等の団体活動の強化を促進していくとともに、スポーツ推進委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成、確保を図ります。
- 小学生を対象として体験スポーツ教室を開催し、中学校部活動の活性化を図ります。
- 子どもの生涯にわたる心身の健康の保持・増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育を推進します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
体験スポーツ教室	様々なスポーツ教室を開催し、子どもたちの放課後の居場所を提供する。	社会教育課
スポーツ団体・指導者の育成	体育協会やスポーツ少年団等の団体活動の強化を促進していくとともに、スポーツ推進委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成、確保を図る。	社会教育課
eスポーツ	気軽に体験できるeスポーツイベントを開催し、eスポーツを通じた世代間交流などのコミュニティ形成や次世代のデジタル人材の育成等を図る。	まちづくり課

②豊かな心と生きる力を育む教育の充実

【取り組み】 豊かな心の育成

- 子どもたちの豊かな心を育むため、学校における指導の方法や体制を工夫し、地域と学校の連携・協力のもと、自然体験、ボランティア体験など多様な体験活動を通して、子どもが自ら学び、自ら考える等の「生きる力」を養うための教育の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携により協力体制を確立するとともに、学校外における体験活動、地域活動などに参加させることにより、やさしさや思いやりなど、豊かな心を育み、たくましく生きていくための資質能力を養います。
- 10歳の誓いや立志式、職場体験等を実施し、夢や希望、自分の将来について考える機会の推進と提供を行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
ふるさとそえだプロジェクト推進事業	添田町が目指す子ども像として「ふるさと添田町を愛し 夢 希望を実現するかしこさとたくましさを兼ね備えた人間性豊かな心を持つ子ども」を掲げ、この実現に向けた体制づくりとして、そえだドリームプロジェクトの基本理念を踏襲した「ふるさとそえだプロジェクト」事業を推進する。	学校教育課

【取り組み】 中高生等の職場体験の充実

- 学習、体験を自分の人生に活かせるような機会として、中学での多種多様な職場体験を推進し、充実させていきます。
- 次代の親となる中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの喜びや尊さを理解し、子どもや家庭を大切に思う心を育むため、乳幼児とふれあう機会を中学の職場体験学習の中で実施していきます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
職場体験活動	職場意識の醸成を図ることを目的として、学校の授業の中で、中学2年生の職場体験を実施する。	学校教育課

【取り組み】 学校教育環境等の整備

- 小中学校教育について、基礎的学力の向上や国際化、情報化や環境教育など、時代の変化に対応した教育内容の充実を図るとともに、学力の向上に努めます。
- 地域の協力により、放課後学習を実施し、家庭学習の定着を推進することで、小学生の学力向上を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
教育指導主事配置事業	児童生徒の学力向上、自尊感情、規範意識を育ませるために、統一した取り組みを充実及び実施することを目的として、教育指導主事を配置する。	学校教育課
学力向上推進事業	中学校での学力向上を目的に主要3教科(国語・数学・英語)において、学習環境の強化と生徒の学習意欲の向上を図る事業を実施する。	学校教育課
外国語指導助手派遣	外国語に接する機会の充実を図るため、外国人指導者を小・中学校に派遣する事業を実施する。	学校教育課
英峰塾	中学3年生の生徒を対象に、目標の進路実現に向け、県立大学生を学習ボランティアとして活用し、補習学習を実施する。	社会教育課
英峰日進塾	小学5・6年生、中学1・2年生を対象に、家庭学習の定着を図るため、県立大学生及び地域のボランティアが放課後学習を実施する。	社会教育課
学びっ子教室	小学1・2年生を対象に家庭学習の定着を図るため、地域のボランティアが放課後学習を実施する。	社会教育課



③子どもの育ちを支援する活動の場の充実

【取り組み】 子どもの居場所づくり

- 児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末、夏季・冬季の長期休暇等における居場所づくりに努めます。
- 子どもの遊び場として、校庭や体育館を開放します。
- 食の貧困や孤食の防止、地域の大人や子ども同士の交流、食育の推進を図るため、子ども食堂に取り組む町内の関係機関・団体、地域の有志者等に対して、活動の支援を検討します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
児童館アンビシャス広場	児童館において放課後、土曜日、長期休暇中の子どもたちの居場所を提供するとともに、工作教室・ゲーム大会等各種イベント等を行う。	社会教育課
【再掲】 体験スポーツ教室	様々なスポーツ教室を開催し、子どもたちの放課後の居場所を提供する。	社会教育課

【取り組み】 放課後子ども教室の推進(学びっ子教室)

- 学童保育に通っていない子どもの居場所づくりとして、小学校の余裕教室等を活用し、地域の様々な人の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等に取り組みます。

【取り組み】 学童保育の充実

- 「添田町放課後児童クラブ基本計画」に基づいて、学童保育の環境整備に努めます。
- 保護者運営委員会と連携して学童保育を推進するとともに、活動内容の周知に努めます。
- 学童保育で働く放課後児童支援員の配置やその能力向上に向けた研修等、子どもたちが健全で豊かな人間性を育むために、ふさわしい運営や事業を提供できるよう努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
放課後児童健全育成事業の推進	保護者が労働等により、放課後保護者のいない家庭等の小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	健康子育て 応援課

【取り組み】 地域・世代間交流の推進

- 児童館、公民館等の社会資源や民生委員・児童委員、子ども会、自治会等の人的資源、地域や小学校、保育所等での運動会・行事や世代間交流事業を活用し、地域と親、子の世代間交流の促進を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
図書館多世代交流事業	読書・本を手段として大人も子どもも楽しむことのできる環境づくりを行い、様々な世代が活動、交流できる場づくりを目指す。	社会教育課

④子どもの人権を守る環境づくり

【取り組み】 少年非行等の問題に対応するための支援体制

- 少年非行等の問題を抱えている子どもの立ち直り支援、保護者の子育て支援、ひきこもりや不登校への対応について、必要に応じて児童相談所、学校、警察、主任児童委員、地域ボランティア等は連携して、地域社会全体で問題を解決できるよう支援します。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、取り組みます。
- 専門的見地による対応と関係機関との連携により、問題の早期解決を図るとともに、未然に防ぐ対策を推進します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
スクールソーシャルワーカー配置事業	小・中学校における不登校・いじめ・問題行動等、様々な課題に応じて、スクールソーシャルワーカーを活用することで、生徒指導上の諸問題の早期解決を図る。	学校教育課

【取り組み】 いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対する相談体制の充実

- いじめや少年非行等の問題行動、ひきこもりや不登校の対応のほか、子どもたちの日ごろの悩みの相談に応じるため、学校での養護教諭による相談やスクールソーシャルワーカーによる個別面談、不登校・いじめ対策協議会等による実態把握に努めます。
- 教職員の相談活動等の資質向上を目指した研修を実施するとともに、学校、家庭、地域、民生委員・児童委員等の関係機関とのネットワークづくりを推進します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
不登校・いじめ対策協議会	小学校間・中学校間の情報や課題を共有することにより、不登校の予防・いじめ早期発見及び早期対応を促進する取り組みを充実し、問題の解決を図る。	学校教育課
児童・生徒の SOS の出し方に関する教育	困難やストレスに直面した児童・生徒が周囲の大人などに助けを求めるスキルを身に付けられるよう、SOS の出し方に関する教育を推進する。	学校教育課

【取り組み】 被害児童を対象とした支援体制の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、学校等の関係機関と専門家の連携による支援体制を構築し、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、きめ細やかな支援を実施していきます。

2. ライフステージを通した重要施策

(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等

①「こどもまんなか社会」の実現

【取り組み】 「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運醸成

- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、子どもが権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、子ども・子育て世帯の視点を尊重し、その意見を子育て施策に反映させていくことが必要です。そのためには、子どもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、主体的に社会に参画できる環境づくりが大切です。

②人権教育の推進

【取り組み】 人権教育の推進・啓発

- 人権問題に対し、児童・生徒が正しい知識を習得し、理解が深められるよう、本町の人権教育・啓発基本方針に基づき、小中学校における人権教育の推進・啓発活動に取り組みます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
人権教育・人権啓発推進事業	人権・同和問題に対する理解を深め、人権意識の高揚を図り、すべての差別を解消することを目的に、学校・地域・行政が連携し、人権教育の推進・啓発活動を行う。	学校教育課

(2) 子どもの健やかな成長に向けた支援

①子どもと親の健康の確保

【取り組み】 乳幼児医療費の助成

- 「子ども医療費支給制度」により、医療費を助成することで、子育て家庭の医療費負担の軽減を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
子ども医療費支給制度	0歳から中学校3年生までを対象に、医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について自己負担分を助成する制度。	住民課

【取り組み】 小児医療体制の充実

- 休日・夜間及び救急医療での小児科専門医、歯科医等については、関係機関の協力のもと、在宅当番医制、病院群輪番制、田川地区休日救急医療センターなどによって、医療体制の充実を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
救急医療体制の確保	田川地区急患センターや関係医療機関との連携を強化し、病院群輪番制や在宅当番医制などの休日の救急医療体制を確保する。	健康子育て応援課

【取り組み】 こころの健康づくりの推進

- 子どもとその家庭が抱える様々な問題によるストレスなど、こころの健康づくりの啓発活動による知識の普及に努め、自殺対策やうつ病予防の推進を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
自殺対策の推進	うつ病・こころの健康等に関する正しい知識や相談窓口を周知するための普及啓発を図る。	健康子育て 応援課

②食育の推進

【取り組み】 食育の推進

- 子育て支援事業等において、バランスのとれた食事の知識や調理法の普及・推進のため、調理実習等を行います。
- 母子保健事業や健康教室、講座、イベント等で食育をテーマとした講演会を開催し、母子の食育に対する正しい知識の普及を図ります。
- 町の広報誌やホームページ等を使って、食に関する様々な情報を発信します。
- 歯科保健と連携した食育で、噛むことの重要性や意義の普及を図るとともに、栄養相談体制の充実と地域関係団体や学校教職員との連携を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
食育の推進	地域・学校・関係機関や団体と連携・協働しながら食育を推進する。	健康子育て 応援課

(3) 子どもの貧困対策

①子育て世帯への経済的支援

【取り組み】 公的制度や町の事業による教育・保育料の負担軽減

- 子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、国や県の制度などを活用するとともに、町独自の取り組みを行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
出産奨励金	出生児1人につき、10万円を支給。	健康子育て 応援課
育児奨励金	3子以上を養育している家庭に、3子以上につき月額1万円を支給。(支給要件あり)	健康子育て 応援課
児童手当	家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、高校生年代までの児童を養育している保護者に児童手当を支給。	健康子育て 応援課
保育料	子どもを産み育てやすい環境づくりを充実させるため、年齢や所得に関係なく、副食費を含めた保育料の完全無償化を実施中。(利用施設によっては無償化の上限あり)	健康子育て 応援課

【取り組み】 生活困窮家庭への就学支援

- 経済的理由により就学困難な児童・生徒を対象として、学費や学用品等の援助を行います。
- 勉学の意欲がありながら、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒に対して、学費を貸与します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の学用品費・給食費等の一部を助成する。	学校教育課
添田町育英資金	高等学校以上の学校に進学する生徒へ入学支度金及び学費を貸与する。(無利子貸与型)	学校教育課
佐藤知也給付型奨学金	篤志家からの寄付金を原資とする、4年制以上の大学に進学した学生への給付型奨学金。	学校教育課
中山麻子給付型奨学金	篤志家からの寄付金を原資とする、中学卒業後、国家資格取得を目標とする学生への給付型奨学金。	学校教育課
添田町奨学金	田川市郡で制度統一した給付型奨学金。	学校教育課

②ひとり親家庭への支援

【取り組み】 相談・支援体制の充実

- ひとり親家庭等の生活安定と自立を支援するために、日常生活全般にわたる相談体制の充実や児童相談所、保健福祉事務所等の関係機関との連携に努めます。

【取り組み】 経済的支援

- 児童扶養手当等のひとり親家庭への経済的支援や各種制度の周知と活用を図ります。
- ひとり親家庭等医療費の支給や保育所の優先入所、県の児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金等の適切な制度利用等、経済的自立を支援します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
児童扶養手当	父母の離婚、父または母の死亡などによって、両親と生計を同じくしていない児童について手当を支給する。母子、父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	健康子育て 応援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の父母及び小学校入学から 18 歳に到達以降、最初の年度末までの児童へ医療費を助成する。	健康子育て 応援課

【取り組み】 就業支援・生活支援

- 各家庭の生活状況、職歴や意向などを考慮しながら、ハローワーク、ひとり親サポートセンター等の関係機関と連携を図り、ひとり親家庭等の就業を促進することに努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
ひとり親家庭等の就業促進	各家庭の生活状況、職歴や意向などを考慮しながら、ハローワークやひとり親サポートセンター等の関係機関と連携を図り、ひとり親家庭等の就業を促進する。	健康子育て 応援課

(4) 障がい児支援

①障がい児の子育て支援の総合的な取り組みの推進

【取り組み】 受入れ・支援体制とサービスの充実

- すべての子どもが、地域社会の中で等しく生活できることを基本に、必要に応じて関係機関が連携し、障がいのある子どもを持つ家庭を支援する体制づくりを推進します。
- 保育所、学童保育で障がい児の受け入れを行います。また、夏休みなどの長期休暇中には、日中一時支援事業等を活用し、障がい児の居場所づくりに取り組みます。
- 乳幼児健診における医師や保健師・栄養士による指導の充実と、必要に応じて関係機関の連携による障がい児への適切な療育に努めます。
- 児童発達支援事業所そえだ（キッズケアひこぼたる）において、個人の状況に応じた療育を実施します。
- 障がいに関する相談や情報提供を充実させ、療育支援事業等を通じた保護者の相談体制の強化を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
就学支援拡充事業	発達障害等について、専門的見地からの意見聴取を行うために、町教育支援委員会に顧問として1名のアドバイザーを位置づけ活用するとともに、小中学校へのアドバイザーとして活用する。	学校教育課
地域生活支援事業	障がいのある児童の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日常生活用具の給付、日中一時支援事業などを行う。	福祉環境課
児童発達支援事業（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業）	個々の障がいの特性に対応した療育を行い、家族からの相談の場の提供、支援を行う事業。また、保育所通園中の障がい児が集団生活に適応するための障がい児への支援、保育士への支援とともに、保育所等との連携により、障がい児の早期発見を行う。	福祉環境課

【取り組み】 経済的負担の軽減

- 障がい児がいる家庭の経済的負担を軽減するための取り組みを実施します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
重度障がい者医療費支給事業	障がい児に対して、その対象障がい除去、軽減する手術等の治療に係る医療費の自己負担額を軽減するための公費負担を行う。	住民課
特別児童扶養手当	精神又は身体が障がいの状態（法で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。	健康子育て応援課

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

① 児童虐待防止など要支援児童対策

【取り組み】 虐待の発生予防

- 親自身が子どもの発達過程を認識して育児をすることができるよう、乳幼児健診の充実に努めます。
- 育児不安がある場合の身近な相談場所として、子育て支援センターで実施している育児サークル等の利用を進めていきます。
- 声かけ等により、育児の孤立化をなくすよう、地域と一体となって子育て家庭を支えます。

【取り組み】 虐待の早期発見・早期対応

- 民生委員・児童委員等との連携により、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- 妊娠届出時、全戸訪問時、乳幼児健診等の場において、親の育児不安や親子関係・養育状況の把握に努めるとともに、乳幼児健診の未受診家庭については、保健師による訪問指導等により対応します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
【再掲】 こんにちは赤ちゃん 訪問(乳児家庭全戸 訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、具体的な指導助言、育児の相談などを行う。	健康子育て 応援課

【取り組み】 児童虐待防止に向けた啓発の推進

- 児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所、幼稚園、役場等の職員に対する児童虐待に関する研修を実施し、対応スキルの向上を図ります。
- 町の広報誌やホームページ、パンフレット、ポスター等で児童虐待防止や相談窓口に関する情報の周知・啓発に努めます。また、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について周知を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
児童虐待防止に関する周知・啓発	広報誌やホームページ等を活用し、児童虐待防止や相談窓口の周知・啓発に努める。	健康子育て 応援課
児童虐待に関する研修	学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修を実施する。	健康子育て 応援課

【取り組み】 虐待を受けた児童等の保護・支援

- 要保護児童対策地域協議会において、要保護児童に関する情報交換及び支援内容に関する協議を行い、要保護児童に対し、迅速かつ適切な対応を行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
要保護児童対策 地域協議会	定期会議による情報交換やケース会議による支援内容に関する協議を行い、迅速かつ適切な対応を行う。	健康子育て 応援課

②特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

【取り組み】 子ども家庭センターの運営

- 子どもとその家庭及び妊産婦等の課題に対し、実情の把握、情報の提供、相談・指導、関係機関との連絡調整など、子ども支援の専門性・人的資源を組織・機能を構築します。
- 子育て支援センターとの連携を図り、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制づくりに努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
子ども家庭センターの運営	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、実情の把握、情報提供、相談等への対応、関係機関との連携調整など、必要な支援に係る業務全般を行う。	健康子育て 応援課
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対して、養育に関する指導助言等を訪問により実施し、養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	健康子育て 応援課

【取り組み】 親子関係の再構築に向けた支援

- 保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を図り、保護者に対する適切な支援を図るとともに、親子関係の再構築に向けた支援に努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワークを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。	健康子育て 応援課

(6) 犯罪から子どもを守る取り組み

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【取り組み】 メディアリテラシーの育成

- インターネット等の環境に潜む危険を十分に理解し、正しく活用できる力を身につけるよう、スマートフォンやパソコン、ゲーム機器等の利用時間や利用方法について指導を行います。
- 保護者に対しても危険性を周知し、ITに関する家庭教育の重要性について啓発を行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
保護者と学ぶ規範意識育成事業（県事業）	小・中学校において、「インターネットの適正利用」をテーマに、ネットの危険性やネットによる誹謗中傷、いじめ防止等について、児童生徒と保護者が共に学ぶ形態の学習会を開催する。	学校教育課
犯罪（闇バイト等）の未然防止	近年、全国的に急増している犯罪（闇バイト等）について、若者がSNS という現代特有のツールを使って気軽に犯罪に加担している現状を受け止め、子どもや若者が新たな犯罪に巻き込まれないよう各種機会を通じて啓発活動を行う。	学校教育課

【取り組み】 喫煙・飲酒や薬物等に関する学習機会の充実

- 興味本位で喫煙、飲酒や薬物等に手を出さないよう、中高生やその保護者を対象とした学習会の開催など、喫煙、飲酒や薬物等が体に及ぼす様々な影響についての学習機会や情報提供、啓発活動を推進します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
飲酒・喫煙リスクに関する啓発	未成年者や妊娠中の飲酒・喫煙が健康に及ぼす影響等について情報提供し、知識の普及啓発を行う。	健康子育て 応援課

②子どもの安全対策

【取り組み】 子どもを対象とした防犯指導の実施

- 各学校における防犯教育を実施し、防犯への意識向上を図ります。また、不審者情報の把握及び情報提供などにより犯罪の未然防止を図ります。
- 児童下校時における防災無線による啓発を行います。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
防犯指導	子どもを対象とした防犯指導を実施。	学校教育課
防犯ブザー	小学校新1年生を対象に防犯ブザーの配布を行う。	学校教育課

【取り組み】 交通安全教室の推進

- 関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携して、子どもや保護者等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を、交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的に推進していきます。
- 地域ぐるみの交通安全運動を実施するため、各種団体の活動を促進します。
- 通学路安全推進会議、各学校、PTA、道路管理者・警察等との協働により、町内小中学校における通学路の点検を実施し、対策について協議していきます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
交通安全教室	各学校で警察やPTA、ボランティア等の地域住民と連携し、児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施する。	学校教育課

【取り組み】 地域住民との協働によるパトロール活動の推進

- 学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。
- 地域の団体に青色防犯パトロール活動への参加・協力を依頼し、子どもたちの防犯対策の推進を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
青色防犯パトロール	地域の防犯パトロール協力員が、町が所有する防犯パトロール車を使用し、巡回指導を実施する。また、広報啓発活動や通学路危険箇所等の点検などを行う。	防災管財課
防犯啓発活動	地域行事の際に、町防犯協会会員による啓発活動を実施する。	防災管財課

【取り組み】 関係機関とのネットワークの構築

- 子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、PTA等や学校関係者、関係機関・団体間での情報交換を実施します。
- 関係機関・団体や地域住民へ犯罪等に関する情報提供を推進し、住民の自主防犯活動を促進します。
- 警察や防犯協会などとの連携、地域の連帯意識の醸成を図るとともに、地域ぐるみで防犯体制の充実を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
日本版DBS	子どもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する制度「日本版 DBS」制度の施行に際し、国や県の動向を注視し、積極的な導入を検討する。	学校教育課 健康子育て 応援課

3. 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 支援体制の充実

① 子育て相談支援・情報提供の充実

【取り組み】 子ども家庭センターにおける相談助言体制の充実

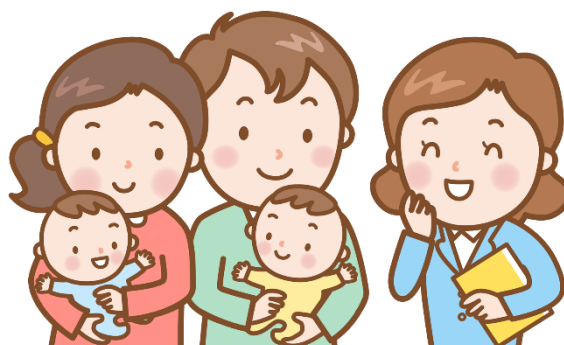
- 令和6年4月から子ども家庭センターを設置しており、町の広報などを活用して周知を図ります。
- 地域において子どもと親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできるよう、児童館、子育て支援センター、保育所・幼稚園など、子育て中の家庭にとって身近な機関に働きかけていきます。
- 地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、利用援助等を行います。
- 専門的な見地から相談支援等を実施し、必要に応じて、子育て支援機関や医療機関など関係機関と連携し、切れ目のない支援を提供します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
子ども家庭センター	妊産婦及び乳幼児の実状把握や妊娠・出産・育児に関する相談ならびに情報提供を行う。また、必要に応じて妊産婦等に対するサポートプランの策定や保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う。	健康子育て 応援課
子育てマルシェ (子育て支援センター)	子育て支援センター事業の一環として、年1回、子育て中の父母等を対象に相談や講演、リラックスできる場の提供を実施する。	健康子育て 応援課

【取り組み】 子育て支援サービスの情報提供

- 乳幼児と親が自由に集い、子育て中の親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできる場となるよう、マタニティサークル・ベビーサークル・育児サークルを実施していきます。
- 町の広報誌やホームページ等を活用して、子育ての素晴らしさについての啓発に取り組みます。
- 「保護者連絡アプリ」を活用し、妊産婦期から中学生までの子育てに関するあらゆる情報を的確かつ迅速に提供するとともに、利用促進と内容の充実に努めます。



(2) 地域で子ども・子育てを支えるまちづくり

①地域ぐるみで行う子ども・子育て支援

【取り組み】 地域で子どもを守り育てる意識の醸成

- 登下校中の子どもたちへの声かけやあいさつ運動など、地域ぐるみで子どもを守り育てる意識の醸成を図るための活動を促進します。
- 子どもたちの下校時間に、防災行政無線を使用し、地域への呼びかけを実施していきます。
- 町・地域・家庭が一体となって子育てをサポートし、安心して子どもを生み育てられる環境整備を進めるため、地域における相談体制の強化や子育て世代と子育てを終えた世代との多世代交流を推進します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
子育て応援リユース事業	子育て支援センターにおいて、衣類交換の日を実施するとともに、子育て世帯の情報交換の場としても利用を図る。	健康子育て 応援課

【取り組み】 添田町の教育力の向上

- 子どもたちが生まれ育った町の歴史や文化等の学習を通して、多くの仲間や世代を超えた人々と交流することにより、文化活動、先人の知識、技術を学び、歴史観、社会性、創造性、地域への愛着心を育むことができるような事業を企画します。また、学校への地域の教育力の活用、実践場づくりを進めるとともに、地域を知る学習を推進していきます。
- 地域における子育てに関連した様々な活動に、学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけます。
- 「第3次添田町子ども読書推進計画」により添田町図書館「虹の会」が小学校や保育所を中心にして、町立図書館等で読み聞かせを行います。また、読書活動に携わる人材の確保・育成に努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
子ども読書推進事業	「第3次子ども読書推進計画」に基づいて、図書館でのおはなし会や子育て支援センター等での読み聞かせ、ブックスタート事業、小学校読み聞かせ、学校図書館支援スタッフ派遣事業など、子どもの発達段階にあわせた活動を行う。同時に、読書ボランティア等の人材の育成を行う。	社会教育課

【取り組み】 青少年健全育成活動の推進

- 住民に対して青少年健全育成の啓発を進め、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、非行の早期発見・早期指導、環境浄化や非行防止活動を地域ぐるみで取り組みます。
- 健やかに生きる力が育成できるよう、青少年育成事業や体験活動を通じて支援に努めます。
- 添田町青少年育成町民会議では、始業式等に各小中学校で「あいさつ運動」を実施します。
- 集団での活動・生活を通して子どもの成長を促す添田 SUMMER キャンプを実施します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
添田 SUMMER キャンプ	青少年育成事業として自然体験活動を主とした添田 SUMMER キャンプを実施	社会教育課

【取り組み】 身近な地域における相談助言体制の充実

- 地域において子どもと親がいつでも気軽に相談したり、子育てに関する情報を交換したりできるよう、児童館、子育て支援センター、保育所など、子育て中の家庭にとって身近な機関に働きかけていきます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・助言体制の充実を図ります。

【取り組み】 子育て家庭の居場所づくりの充実

- 町民の自主的な子育てサークル等の立ち上げや運営を支援し、保護者同士の交流の場を設けます。

②安心して子育てできる生活環境の整備

【取り組み】 豊かな自然環境の整備

- 町の豊かな自然を利用し、子どもたちが安心して自然に親しみ、楽しむことができるよう、自然環境の整備保全に努めます。
- ごみの分別収集、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、ごみ等の不法投棄の防止、環境美化活動等を推進します。

【取り組み】 子ども連れが外出しやすい環境の整備

- 妊産婦、乳幼児連れの人等が安心して外出できるよう、道路、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
環境美化活動の推進	美しく住み良いまちづくりのため、町内一斉清掃等の環境美化活動を推進するとともに、地域や環境美化活動団体等が行うゴミ拾いや除草作業等のボランティア活動の支援を行う。	福祉環境課
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	既存の公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組む。また、新たに設置する施設等については、すべての人が安全で快適に利用できるものとする。	関係各課

【取り組み】 子育て世帯に優しいトイレ等の整備

- 公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェアの設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に努めます。
- 子育て中の親が安心して利用できるよう、公共施設に授乳やおむつ交換できるベビーコーナー等の設置を推進します。

【取り組み】 公園等の整備や遊具の点検

- 子どもたちが身近で安心して遊べる場として、また、地域の人々との交流の場として、現在ある公園等の整備や遊具の点検に努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
公園等の整備や遊具の点検	公園の整備や遊具等の点検を行い、点検結果に基づき修繕等の整備を行う。	関係各課

【取り組み】 良質な住宅環境の整備

- 段差の解消、バリアフリーの導入を前提として、「添田町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅等の建て替え時には、子ども・子育て支援に配慮した福祉施設及びベビーカー等の通行等に配慮した歩道等を設置することを検討します。

③防犯・安全対策への取り組み

【取り組み】 防犯設備の整備推進

- 犯罪の発生を未然に防止できるよう、道路・公園等の危険箇所を洗い出し、防犯灯の設置や老朽化した電球型防犯灯のLED型防犯灯への取り替え等、通学路や公園等の住環境の整備を推進します。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
防犯灯設置助成事業	安全で安心して暮らせるまちづくりのため、地元からの要望により町内の暗い街路に防犯灯を設置する際に助成を行う。	防災管財課

【取り組み】 人身事故の発生割合が高い生活道路の交通環境の改善

- 歩道の整備を実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑等、安全対策を推進していきます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
交通安全施設整備	町内の交通危険箇所にカーブミラー、ガードレール等を整備する。	防災管財課

(3) 子育てと仕事の両立支援

①ワーク・ライフ・バランスの実現と男女共同参画の推進

【取り組み】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革の推進

- 男女の均等な雇用機会や育児休業制度の取得促進など、様々な情報を発信し、町関係機関や団体、地域、事業所等と連携し、男女共同参画意識の高揚を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、国・県と連携し、町民への情報・資料の提供に努めます。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
男女共同参画の推進	男女が共に自立し、仕事や家庭生活、地域活動など調和がとれた生活が送れるように、男女共同参画の視点に立った講演会や講座、研修会の開催及び広報活動を行う。	総務課

【取り組み】 子育てと仕事の両立支援策の充実

- 働く保護者を支援するため、0歳児からの保育や延長保育の実施、一時保育の実施など、保育サービスの充実に努めます。
- 小学生を対象に、放課後や長期休暇中の留守家庭となる児童に対し、学童保育サービスの充実を図ります。

【主な事業】

事業名等	内 容	担当課
【再掲】 保育サービス等の実施	0歳児からの保育や延長保育、一時保育等を実施することで、保育サービスの充実を図る。	健康子育て 応援課
【再掲】 放課後児童健全 育成事業の推進	保護者が労働等により、放課後保護者のいない家庭等の小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	健康子育て 応援課

②労働環境の改善の推進

【取り組み】 育児休業制度等、様々な制度の普及啓発

- 働きながら子育てをしている人が、職場の理解を得ながら、子育ての時間を確保して子どもと同じ時間を共有できるよう、町民や事業者等への関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を推進します。



1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 本町の教育・保育提供区域について

以下の理由から、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

- ◆保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ◆区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・町のすべてに負担が発生します。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。

町内に居住する子どもについて、「現在の学校教育・保育施設等（幼稚園・保育園等）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆1号認定 3～5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- ◆2号認定 3～5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- ◆3号認定 0～2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) 1号認定の実績・量の見込み・確保方策

【事業内容・実績】

1号認定の実績値は年々減少しており、令和6年度には1人と大幅に減少しています。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	24	21	12	7	1

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保方策(定員数)	0	15	15	15	15
認定こども園	0	15	15	15	15
C 差(B-A)	△1	14	14	14	14

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは横ばいで推移することが予想され、令和7年度から令和11年度まで1人の見込みです。

量の見込みに対する確保方策は、令和8年度に認定こども園が開園する予定であり、1号認定の確保方策は充足できる見通しです。

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

【事業内容・実績】

2号認定の実績値は年々減少しており、令和6年度には107人となっています。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 実績値	140	129	126	110	107

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	97	90	80	67	72
B 確保方策(定員数)	129	123	123	123	123
保育所	129	69	69	69	69
認定こども園	0	54	54	54	54
C 差(B-A)	32	33	43	56	51

【量の見込みと確保方策】

今後の量の見込みについては、減少することが予想され、令和11年度には72人になる見込みです。量の見込みに対する確保方策は十分充足する見通しです。

(4) 3号認定(0歳児、1歳児、2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

【事業内容・実績】

3号認定(0歳児)の実績値は、令和5年度以降減少に転じ、令和6年度には16人となっています。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 実績値	18	18	28	19	16

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	20	20	18	17	17
B 確保方策(定員数)	28	29	29	29	29
保育所	28	18	18	18	18
認定こども園	0	11	11	11	11
C 差(B-A)	8	9	11	12	12

【量の見込みと確保方策】

今後も量の見込みは減少することが予想され、令和11年度には17人になる見込みです。量の見込みに対する定員数は、十分充足する見通しです。

②3号認定(1歳児)

【事業内容・実績】

3号認定(1歳児)の実績値は、増減を繰り返しており、令和6年度は18人となっています。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 実績値	35	19	28	29	18

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	24	23	23	21	19
B 確保方策(定員数)	42	33	33	33	33
保育所	42	21	21	21	21
認定こども園	0	12	12	12	12
C 差(B-A)	18	10	10	12	14

【量の見込みと確保方策】

今後も量の見込みは減少することが予想され、令和11年度には19人になる見込みです。

量の見込みに対する定員数は、十分充足する見通しです。

③3号認定(2歳児)

【事業内容・実績】

3号認定(2歳児)の実績値は令和4年度に大幅に減少するものの、その後増加し、令和6年度には32人となっています。

実績値

単位:人

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A 実績値	41	40	21	33	32

※実績値は各年4月1日現在

量の見込み・確保方策

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	18	24	23	23	21
B 確保方策(定員数)	47	40	40	40	40
保育所	47	22	22	22	22
認定こども園	0	18	18	18	18
C 差(B-A)	29	16	17	17	19

【量の見込みと確保方策】

今後の量の見込みについて、令和8年度に多少増加するものの、その後緩やかに減少していくことが予想されます。

量の見込みに対する定員数は、十分充足する見通しです。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている 13 事業について、「幼児教育・保育の量の見込みと確保の方策」と同様、アンケート調査の結果や事業の実績値等を基に量の見込みを算定し、それに対応した確保の方策を設定しました。

(1) 延長保育事業(時間外保育事業)

【事業内容・実績】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

実績値

単位:延べ人数

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	13	14	48	65	—

量の見込みと確保の内容

単位:延べ人数

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	63	63	57	51	51
B 確保の内容	63	63	57	51	51
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

事業ニーズは増加傾向にあるものの、児童数の減少に伴い、今後の量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。



(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

【事業内容・実績】

小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

入所希望者は、特に、低学年(1～3年生)におけるニーズが高く、高学年においても一定のニーズがあります。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	146	142	150	136	124
低学年	84	83	90	76	77
高学年	62	59	60	60	47

量の見込みと確保の内容

単位:人

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	137	124	122	117	108
1年	28	16	23	24	13
2年	27	28	17	23	25
3年	21	25	27	17	25
4年	27	19	22	22	13
5年	18	24	17	19	19
6年	16	12	16	12	13
B 確保方策(定員数)	140	140	140	140	140
C 差(A-B)	3	16	18	23	32

【量の見込みと確保方策】

今後の量の見込みについては、減少していくことが予想され、令和11年度は108人になる見込みです。「添田町放課後児童クラブ基本計画」に基づいて、学童保育の環境整備を行うことで、量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。



(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容・実績】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間預かり、必要な養育・保護を行う事業です。

令和2年度から令和6年度の実績は0となっています。

実績値					単位:人日
区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容					単位:人日
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

一時的な預かり等が必要となった場合は、関係機関と連携を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容・実績】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

現在、町内1か所にて事業を実施しています。

実績値					単位:人回/月
区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	114	78	126	103	—

量の見込みと確保の内容					単位:人回/月
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	88	98	96	92	84
B 確保の内容	88	98	96	92	84
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保できていることから充足できる見通しです。

(5) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◆幼稚園型

【事業内容・実績】

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

実績値					単位:人日
区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	230	489	127	6	0

量の見込みと確保の内容					単位:人日
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保方策	0	0	0	0	0
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

町内には対象となる施設はありません。

◆幼稚園型を除く

【事業内容・実績】

保育所等を利用していない子どもに対して、保育所(園)または認定こども園で保育を行う事業です。

実績値					単位:人日
区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	61	90	113	30	—

量の見込みと確保の内容					単位:人日
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	68	67	62	55	55
B 確保方策	68	67	62	55	55
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込み以上を確保できていることから充足できる見通しです。

【乳児等通園支援事業】

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。令和8年度から全自治体で実施されることとされています。

<乳児等通園支援事業基本的な算出式> (小数点以下切り上げ)

(対象年齢(※1)の未就園児数 × 月一定時間(※2)) ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※3)

(※1) 0歳6か月から満3歳未満

(※2) 月一定時間は、本調査においては、月 10 時間と仮定します。

(※3) 月 176 時間(8時間×22 日)を基本とします。

A 推計人口

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	24	24	22	20	20
1 歳児	25	24	24	22	20
2 歳児	19	25	24	24	22

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	20	20	18	17	17
1 歳児	24	23	23	21	19
2 歳児	18	24	23	23	21

C 未就園児数(A-B)

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	0	0	0	0	0
1 歳児	1	1	1	1	1
2 歳児	1	1	1	1	1

※0 歳児は生後 6 か月から利用可能なため、A÷2-B として算出するとマイナスとなるため、「0」と表記しています。

D 必要定員数(C×10÷176)

単位:人

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	0	1	1	1	1
1 歳児	0	1	1	1	1
2 歳児	0	1	1	1	1

※令和8年度から全自治体で実施されることとなるため、必要定員数については、各年齢「1」としています。

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容・実績】

病気等の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

実績値

単位:人日

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

単位:人日

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	—	—	—	—	—
B 確保の内容	—	—	—	—	—
C 差(B-A)	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保方策】

町内での事業は実施しておらず、利用ニーズには、田川市の事業を活用し対応します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学児のみ】

【事業内容・実績】

子育ての支援を希望する者（預ける側）とその支援を行いたい者（サポート側）とのマッチングによる事業です。

実績値

単位:人日

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

単位:人日

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

町内では事業を実施していません。引き続き事業の必要性について検討します。

(8)利用者支援事業

【事業内容・実績】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在、町内1か所にて事業を実施しています。

実績値

単位:か所

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1

※現状維持として見込む

【量の見込みと確保方策】

よりきめ細やかなサポートを行えるよう、体制の維持・充実に努めます。

【妊婦等包括相談支援事業】

出産、育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問事業の間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。1組当たり3回の面談を行い、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

量の見込みと確保の内容

単位:人日

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	72	72	66	60	60
①妊娠届出時	24	24	22	20	20
②妊娠8か月前後	24	24	22	20	20
③出生届出	24	24	22	20	20
確保方策	72	72	66	60	60

※②は面談またはアンケートによる実施、③は乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施します。



(9) 妊婦健康診査

【事業内容・実績】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績値

単位:人回

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	345	341	293	288	—

量の見込みと確保の内容

単位:人回

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	280	280	252	238	238
B 確保の内容	280	280	252	238	238
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

今後の量の見込みについて、減少していくことが予想されます。量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保できていることから充足できる見通しです。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容・実績】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	29	31	28	23	—

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	24	24	22	20	20
B 確保の内容	24	24	22	20	20
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

※0歳推計人口とする。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対する確保方策は、量の見込みと同数を確保できていることから充足できる見通しです。

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

【産後ケア事業】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

<産後ケア事業算出式>

量の見込み(人日)＝推計産婦数(人)×利用見込み産婦数(人)×平均利用日数(日)

A 推計産婦数

(単位：人)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
推計産婦数	24	24	22	20	20

B 利用見込み産婦率

(単位：％)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
利用見込み産婦率	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%

C 平均利用日数

(単位：日)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
平均利用日数	2	2	2	2	2

D 産後ケア利用日数

(単位：人・日)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
産後ケア利用日数	5	5	5	4	4



(11) 養育支援訪問事業

【事業内容・実績】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実績値

単位:人

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A 実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
B 確保の内容	2	2	2	2	2
C 差(B-A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

過去5年間の実績値はないものの、今後、養育支援が必要な家庭がある場合は、適切に対応いたします。

【新規3事業について】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下「新規3事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行されました。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

①子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

対象家庭を訪問し、下記の支援を行うことを基本とします。

- ◆家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ◆育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

本事業は、新たに創設された事業であることから、今後、近隣市町村等の状況を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

量の見込みと確保の内容

単位:人日

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み					
B 確保方策					

②児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

<包括的に実施する内容>

◆安全・安心な居場所の提供

◆生活習慣の形成

(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)

◆学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)

本事業は、新たに創設された事業であることから、今後、近隣市町村等の状況を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み					
B 確保方策					

③親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

本事業は、新たに創設された事業であることから、今後、近隣市町村等の状況を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

量の見込みと確保の内容

単位:人

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A 量の見込み					
B 確保方策					

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至る子どもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報誌や町ホームページによる広報等により、制度や申請手続についての周知に努めます。

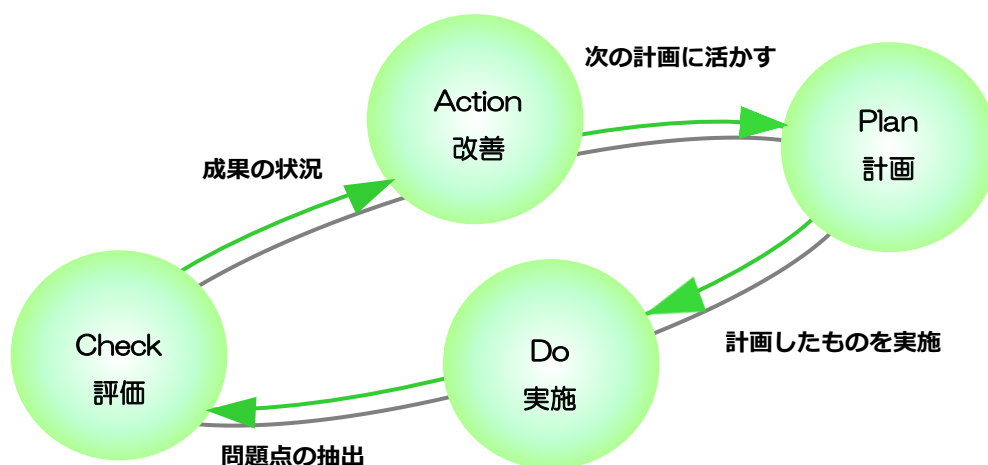
教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督にあたっては、県と必要な情報を共有し、協働で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

第6章 計画の推進

1. 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況についてPDCA サイクルを用いて毎年把握するとともに「添田町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。



2. 計画の進捗状況の公表

本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況について、必要に応じて広報誌やホームページ、町が活用している様々な媒体を活用して、広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、計画の見直しや国の動向等で、子育て施策に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報誌やホームページで周知します。

3. 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても、健康子育て応援課をはじめ、関係各課で連携して横断的な施策に取り組むとともに、町民、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携をし、取り組みを広げていきます。

参考資料

1. 添田町子ども・子育て会議の構成委員

選出区分	氏 名	団体及び役職名	備考
子どもの保護者	加来 真洋	小学校PTA代表（添田小学校）	
	畠田 未来	保育園保護者代表（聖光保育園）	
	渡邊 淳	学童保育所保護者代表（落合学童保育所）	
子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者	照瀬 保道	添田町青少年育成町民会議会長	
	足立 美智子	民生児童委員協議会（主任児童委員）	
保育関係者	井上 順昌	私立保育園代表（聖光保育園長）	副会長
	手島 輝美	公立保育園代表（くるみ保育園長）	
教育関係者	益田 茂	小学校校長会代表（添田小学校長）	
学識経験者	堤 圭史郎	福岡県立大学人間社会学部 公共社会学科教授	会長
	安東 佳菜子	町保健師 （健康子育て応援課 健康・子ども保健係）	

2. 添田町子ども・子育て会議の開催経過

開催日		協議内容
第1回	令和6年6月13日	第三期子ども・子育て支援事業計画について 計画に係るニーズ調査項目について
第2回	令和6年10月3日	添田町第三期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）等について
第3回	令和6年12月23日	添田町第三期子ども・子育て支援事業計画骨子案について パブリックコメントの実施について
第4回	令和7年2月12日	添田町第三期子ども・子育て支援事業計画の策定について

3. 用語解説

【英数字】

3R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。リデュースは、ごみを減らすこと。リユースは、物を繰り返し使うこと。リサイクルは、ごみを資源として再利用すること。

【あ行】

青色防犯パトロール活動

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動。一定の要件を満たし、警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことができる旨の証明を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装備することができる。

赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。

一般世帯

国勢調査上の世帯の分類。住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等をいう。

【か行】

家庭的保育

保育ママともいう。保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者（保育ママ）が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。

教育・保育給付

子どものための教育・保育給付。幼稚園や保育園等を利用した場合に、「給付費」を支給する。

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（子ども・子育て支援法第7条）

居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業。ベビーシッター。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均をとった指標。

交通安全教育指針

交通安全教育を行う者の基本的な心構えのほか、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じた体系的な交通安全教育の内容及び方法が示されている指針。

国勢調査

人口及び世帯に関するデータを調べる全数調査。10 年ごとに総務大臣が行い、その中間の5年目に当たる年には簡易な調査を行うとされている。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う機関。

こども家庭センター

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

こども家庭庁

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔。2023年4月発足。

子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組み。国が設置する会議と地方自治体が設置する会議がある。

子ども・子育て関連 3 法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条）。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。教育・保育施設を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもの豊かな育成と安心した子育てを支援するため、地域の実情に応じて、「量の拡充」と「質の向上」の両面から行う取り組みのこと。

子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。

子ども・子育てビジョン

平成22年1月に閣議決定した、「子どもが主人公」「社会全体で子育てを支える」等を掲げた大綱。

子どもの貧困

相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている。

【さ行】

サービス評価制度

社会福祉法第78条第1項「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質を評価するなどして、常に良質なサービスを提供するよう努めなければならない」の規定に基づく評価制度。

事業所内保育

主として自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。国や地方自治体だけでなく一般企業まで次世代育成支援の取り組みが求められた。平成26年度までの10年間の時限立法だったが、令和7年までに期間が延長された。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（子ども・子育て支援法第61条）

児童館

児童福祉法第40条に規定する、「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすること」を目的とする施設。

児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されている手当。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。関連相談機関の1つである児童相談所や、被害者を居住させ保護する施設の1つとして考えられている母子生活支援施設について、規定されている。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

就学援助制度

学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定により実施される援助。

小規模保育

3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づいて国の基本施策として、「1.（若者の）自立への希望と力」、「2.（子育ての）不安と障壁の除去」「3. 子育ての新たな支え合いと連帯（家族のきずなと地域のきずな）」の、少子化の流れを変えるための3つの視点から、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとした。平成16年6月閣議決定。

食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。

スクールソーシャルワーカー

子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するためのサポートシステム及びサポートする人。

青少年育成町民会議

青少年育成の担い手として、青少年や青少年団体への表彰や支援、非行防止やパンフレット・ポスター作成をはじめとする広報啓発活動などの事業を地域の実情に即して実施している組織。

【た行】

第三者委員会

利害関係の無い第三者による委員会。サービス評価制度における外部評価者。

地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための事業。「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つがある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された、市町村が子どもと子育てを支援するための13事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業がある。(子ども・子育て支援法第59条)

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

【な行】

ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを掲げた内閣府の計画。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

パブリックコメント

意見公募手続のこと。行政機関が、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く住民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

バリアフリー

障がいのある人が地域の中で通常に暮らせる社会づくりを目指して、障がいのある人の社会参加を困難にしている物理的、制度的、心理的な障壁（バリア）を除去しようとする考え。

ハローワーク

公共職業安定所。職業紹介事業を営む主体として、国によって運営されている。

ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。

ブックスタート事業

家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す事業。「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（子ども読書活動推進基本計画）に記載がある。

ペアレント・トレーニング

保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、発達障害のある子どもの行動変容を促すプログラム。

保育所（園）

保育を必要とする乳児（0～2歳）又は幼児（3～5歳）を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。経営主体が、都道府県、市町村の「公営保育所」とそれ以外の「私営保育所」がある。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で教育・保育給付認定する仕組み。(子ども・子育て支援法第19条)

【参考】認定区分

- ◆1号認定:満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ◆2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

放課後子ども総合プラン

厚生労働省と文部科学省が共同して、すべての小学校児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の計画的な整備をすすめるための計画。

放課後児童支援員

都道府県知事が行う研修を修了した、放課後児童健全育成事業の実施者。従来の放課後児童指導員は、令和2年3月31日までの間に都道府県知事が行う研修を修了する必要がある。

防災行政無線

県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、あわせて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局。

母子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、都道府県の福祉資金貸し付け事業。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

【ま行】

メディアリテラシー

①メディアを主体的に読み解く能力 ②メディアにアクセスし、活用する能力 ③メディアを通じてコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的コミュニケーション能力。
これら3つの複合的な能力のこと。

【や行】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、全ての人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

幼稚園

学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

【ら行】

ロールプレイ

ロール(role:役割)とプレイ(play:演じる)を組み合わせた言葉。実際の現場や場面を想定して、そこに出てくる登場人物の役割を演じ、擬似体験の中でスキルを身につけ、高める学習方法。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

添田町 第三期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行・編集 添田町役場 健康子育て応援課 子ども育成・支援係

〒824-0691

福岡県田川郡添田町大字添田 2151 番地

Tel 0947-82-5964 Fax 0947-82-5508

